



行政茨城

2010.1 Gyosei Ibaraki No.189

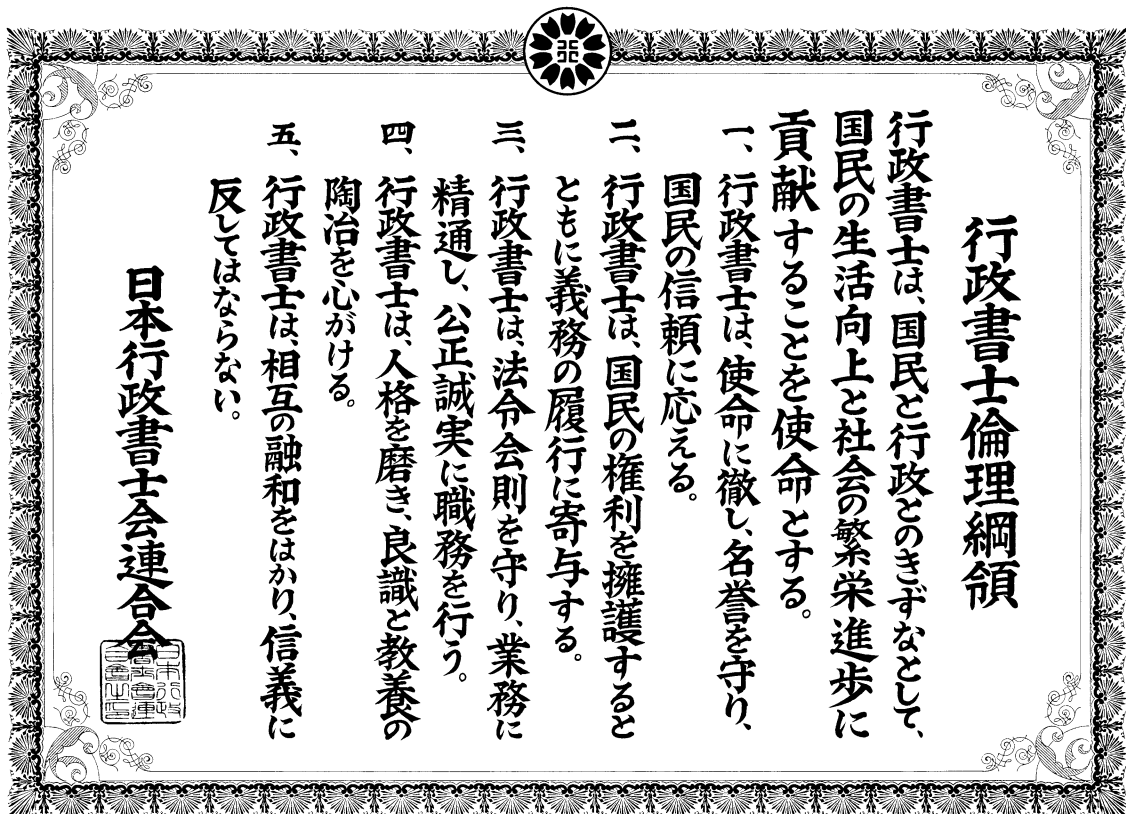
茨城県行政書士会

茨城県水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階



www.ibaraki-gyosei.or.jp

神栖市港公園展望塔



行政茨城 2010.1 No. 189

CONTENTS

年頭のごあいさつ 2

事業 19

○総務部 ○企画・開発部 ○広報部 ○業務研修部 ○IT推進部

支部だより 32

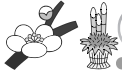
○水戸支部 ○県南支部 ○県西支部 ○県北支部 ○鹿行支部

政治連盟ニュース 41

会 員 44

○新入会員の紹介 ○退会された会員 ○変更届
○補助者の動静 ○家族の動静

事務局日誌 47



もっともっと充実した 会運営をめざして！

茨城県行政書士会 会長

國 井 豊

会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。旧年中は制度の推進ならびに会の運営に対し、力強いご理解ご協力を賜り、本当にありがとうございました。この場をお借りし、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。行政書士の地位向上を願う仲間として、本年もご指導ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

昨年5月の執行部改選以来、公約でもある情報公開、効率性を重視した成果の見える活動の推進、責任の明確化、ボトムアップの業務執行などを基本方針とし、会運営を行ってまいりました。皆様からみれば、まだまだ物足りなさをお感じになるかと思いますが、そうした点についても忌憚のないご意見を遠慮なくお寄せくださることで、適宜改善したいと切望しております。

会運営は皆様の声で成り立っており、私たち執行部にとっても活動の原動力、励みとなります。会員一人おひとりの“思い”を大切に、全会員が一体感を持てるような組織にしていきたいと思います。

ところで、会の業務は目的に沿って、大きく二つの柱に大別できると思います。一つは、私たちの生命線である職域の確保、拡大です。文字通り、現行法上における私たちの業務を堅持すること、他の参入を許さないことであり、行政不服審査法不服申立てやADRの代理権獲得など、新たな職域への挑戦は、基本的には法改正を必要とし、実現には時間を要します。しかし、成年後見制度などの社会貢献への取り組み強化や、昨年、制度の理解促進を目的に訪問した商工会議所連合会、商工会連合会など、これまで未参入の分野へのアプローチは、即座に展開することが可能であり、確実な一歩として、力を注いでまいります。

もう一つは、業務執行における能力向上の推進です。いくら職域が拡大され業務を受託することが可能となっても、それらを遂行する職務能力がなければ、諸刃の剣となり、個人ばかりか会全体の信用力に大きなマイナスとなってしまいます。實際上、法定業務についてもその高度化、専門化により、各方面から能力の欠如が指摘されることが多々見受けられます。こうした現状打破のため、研修事業は一層充実させる必要があるでしょう。

この二つの柱を満足させるため、その他にも数多くの業務が存在します。会のレベルアップ、行政書士地位向上のための組織の確立や、会員の身分等に関すること、制度推進や非行政書士の排除、充実した広報誌の発行、開かれたホームページ等々、どれも欠くことのできない大切な業務ばかりです。これらすべてが有機的に連携することで、会の存在意義が強固なものとなり、所期の目的達成が可能となるはずでした。しかし昨今、行政書士の関係する不祥事が頻発し、法令順守が第三の柱として、わたしたちに重くのしかかっているのです。本来、士業にとってのコンプライアンスは論を待ちません。法の番人たるべき士が、法や制度に反することを想定していないのです。きわめて一部の不心得者のために、会の内外に対して、声高らかにコンプライアンスを訴えることは、とても残念、情けないことであります。まじめな会員の皆様にとっては、はなはだ迷惑千万、考えさせられることしきりです。しかし、会運営の責任者として、こうした現実も直視し、あらゆる可能性を否定せずに、地に足の着いた活動を推進してまいりたいと思います。皆様のご支援、ご協力重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様をはじめ、ご家族の皆様、すべての関係者の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



国民や行政から真に信頼され、 必要とされる行政書士となるために

日本行政書士会連合会 会長

北山 孝次

平成22年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、茨城県行政書士会ならびに会員の皆様方におかれましては、本会の事業運営にご理解、ご協力を賜り、さらに業務の精励を通じて社会貢献と制度の発展にご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、昨今の景況の悪化、雇用不安は一時に比べ若干状況が改善されたように見えてまいりましたが、まだまだ混沌とした状況にあり、国民にとっても大変厳しい時代が続いております。

私は、昨年6月の日本行政書士会連合会の定時総会で、会長に就任させていただきました。その際、所信表明において、これまでの規制改革等による社会、経済の劇的な変化の中、いかに「勝ち残る行政書士」として存立することができるか、それには幅広い業務分野に精通し、行政手続関係法全般に関する法的見識を身につけた「真の意味での行政手続の専門家」になることが最大の課題であると表明しました。そのためには、国民と行政の双方から揺るぎない信頼を確保していることが、基盤をなすとの信念のもとに、コンプライアンスの確立も含めて、課題への解決に向け、最大の努力を傾注しているところです。

平成20年の法改正で明確化された、許認可等に関して行われる聴聞・弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続等についての代理は、従来の書類の作成代理、提出手続代理の範疇から一歩踏み出し、行政書士が意見陳述を業務とすることを明確にしたものです。

今、法改正最重点項目のひとつに「行政不服審査法における行政不服申立ての代理の実現」を掲げていますのは、行政不服審査法の改正が図られようとしているこの機に、当該代理権を獲得し、許認可手続のスタートから行政不服申立て代理まで一貫して行うことができる「行政手続のスペシャリスト」として特化することを目的としております。

これは、取りも直さず、行政書士として国民の権利を擁護することが、より信頼される専門家となることに他ならず、代理人としての職能も深める意味合いがあります。

あわせて、「勝ち残る行政書士」になるためには、行政手続を核に、権利義務・事実証明に関する業務などの法定業務のみならず、さらに成年後見への参画を始めとする法定外の業務についても確固たる業務領域とするなど、その拡大にも努めねばなりません。業務領域の拡大には、資質の向上とともに、コンサルティング能力と高い職業倫理が強く求められます。

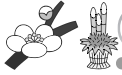
日本行政書士会連合会としては法改正運動とともに、業務能力や職業倫理向上のための研修事業、行政書士制度PRのための広報事業、社会貢献事業などを主点とした行政書士の地位向上のための事業を推進しております。

特に社会貢献活動の一環として取り組んでおりますADRセンター設置の全国的展開については、昨年5月、東京都行政書士会が法務大臣の認証を得て事業を開始したところであり、他にも複数の単位会で認証申請を進めている状況にあります。行政書士のADRにおける手続実施者としての実績の積み重ねが、紛争当事者の代理人としての地位獲得に結びつくものであり、単位会への支援を継続してまいります。

また、成年後見制度にかかる全国レベルの組織作りについては、新たに外郭団体の設立を目指します。その組織を核にして、日本行政書士会連合会としても、行政書士の後見人任用促進のために必要な研修事業、業務管理、広報等の各分野について、相互に協力関係を確立することにより、当該制度の普及・促進とあわせて、行政書士の知名度拡大に寄与できるものと確信しております。

平成23年2月には行政書士法施行60周年を迎えます。この機に行政書士制度のさらなる周知を図るため、行政書士が果たしている社会的役割についても、より広く国民に知っていただくための活動を貴会と協働して推進し、行政書士が国民に身近な「街の法律家」として定着するように努めます。

そのために、会長として全国会員の先頭に立ち、行政書士制度のさらなる飛躍に向けた舵取りを行う責務と使命をしっかりと胸に刻み、本年も各都道府県行政書士会と手を携えて、間断なくあらゆる問題に対する取り組みを推進していくことをお誓い申し上げ、新年が茨城県行政書士会ならびに会員の皆様にとって益々発展の年となりますように祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

茨城県知事
名誉会員

橋 本 昌

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

國井会長さんをはじめ、茨城県行政書士会の皆様には、地域住民や企業と行政とを結ぶ身近な法律家として、日頃から本県の円滑な行政運営に多大なるご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、規制緩和の進展、司法制度改革、行政手続の電子化等、国民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、行政書士の皆様方には、多様化・高度化する国民ニーズに的確に対応することが求められております。

このような中、茨城県行政書士会におかれましては、契約法や相続法、著作権法といった各種法令等に関する業務研修会や、新公益法人制度といった時代の変化に即した実務研修会を積極的に実施するなど、会員の資質と実務能力の向上に努められるとともに、県内各地域約30箇所において無料相談会を開催するなど、行政書士制度の普及に精力的に取り組まれており、深く敬意を表する次第であります。

ADR（法定外紛争処理手続）や成年後見、また、許認可等に関して行われる聴聞等の手続の代理など、近年、行政書士の皆様方の活躍される場がますます広がってきております中、今後ともたゆまぬ研鑽を積み、「信頼される街の法律家」として、なお一層ご活躍されることをご期待申し上げます。

昨年は、本県においては、技能五輪・アビリンピックいばらき大会 2009 が開催され、本県の高い技術力や障害者職業訓練の成果を全国に発信できましたほか、国際生物学オリンピックの開催や全国物理コンテスト「物理チャレンジ2009」における本県高校生の活躍、鹿島アントラーズの史上初のＪリーグ３連覇など、明るい話題の多い年でありました。

今年は、茨城空港がいよいよ３月11日に開港を迎えるほか、東関東自動車道水戸線や首都圏中央連絡自動車道の一部開通など、広域交通ネットワークの整備が一段と進んでまいります。また、全国産業教育フェア茨城大会が本県で開催されますので、こうした機会を捉えて本県を全国にアピールしてまいります。

今後の県政運営につきましては、これまで広域交通ネットワークの整備や企業誘致の推進などにより進めてまいりました「産業大県」づくりが一定の成果を挙げつつあることから、その活力を生かして、県民の皆様一人ひとりの生活を充実させていく「生活大県」づくりへと重点を移し、医療や福祉、教育や文化、さらには生活環境の充実といった分野での取組みに力を入れてまいりたいと考えております。

本県財政は依然として極めて厳しい状況に直面しておりますが、引き続き徹底した行財政改革に努めながら、皆様方とともに、「人が輝く元気で住みよいいばらき」づくりに全力で取り組んでまいりますので、本年もよろしくお願いいたします。

最後に、皆様方のご多幸と茨城県行政書士会のますますのご発展を祈念いたしまして、年頭のごあいさついたします。



新春のご挨拶

参議院議員

岡 田 広

新年あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年7月の参議院選挙にあたり、私に対し力強い行政書士会よりご推薦をいただきましたことに心より御礼を申し上げます。

昨年の我が国経済は、リーマンショックに端を発する世界同時不況から脱却できず、昨年11月末には3年5ヶ月ぶりに『デフレ宣言』が政府から出されるほど、危機的状況にあります。かつて無いほどの雇用悪化、生産悪化を考えますと、ケインズ政策を妄信するわけではありませんが、景気浮揚策、特に地域経済を活性化させる公共投資の早急な実行が重要ではないかと考えます。

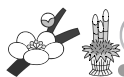
行政書士の皆様は、行政書士法制定以来、地域に密着した法律と実務の専門家として国民の利益と行政の効率的事務処理の確保に大きな貢献をして参りました。現在は弁護士0地域はなくなりましたが、最近までは弁護士・司法書士が不在の地域が現実がありました。そのような状況下でも行政書士は全国の市町村に必ず存在しており、弁護士や司法書士がいない地域においては、文字通り法的助言者として活動され、国民に最もなじみの深い法律家としてその役割を果たしてきました。

業務内容においては、数度に亘る行政書士法の改正により、業務範囲も紙を前提とした書類からインターネットなども含めた広範囲な領域に広がり、営業許可申請から各種登録手続きまで数千種に及ぶものとなっています。また、2008年7月の改正行政書士法の施行により、従来は官公署に提出する書類の作成のみだったものから、官公署での意思表示代理も行政書士の業務範囲となりました。今後は、更に一步踏み込んだ裁判での不服申立代理や、裁判外紛争（ADR）の分野への参入についても、他の隣接法律専門職同様に付与されることを期待するものです。同時に、弁護士に認められている一人法人についても、行政事務所の近代化と安定化を図る上でも早期の実現が必要と考えています。

社会情勢も利用者ニーズも複雑かつ高度化し、行政書士制度スタート時とは比べるべくもないほど大きな変化をしました。時代は変わっても利用者ニーズを把握し利便に資することを第一に国民の身近な『街の法律家』として、引き続きご活躍頂きたく願って止まないものです。私も微力ながら、皆様と共に諸問題の解決に取り組んでいくつもりですので、一層のご指導を賜りますようお願い致します。

年頭にあたり、茨城県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念致し、新春のご挨拶とさせていただきます。





年頭のごあいさつ



顧問
加藤 浩一
(水戸市長)

明けましておめでとうございます。

茨城県行政書士会の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃から、行政機関への提出書類の作成や、行政に関わる相談業務などを通じ、市民と行政との架け橋として、重要な役割を担っておられることに対しまして、心から感謝申し上げます。

社会情勢の著しい変化に伴い、地方行政には社会の変化や住民のニーズ、法令改正等に的確かつ柔軟に対応することが求められております。本市におきましても、日々事務事業の見直しを行っておりますが、皆様方には市民にとって最も身近で頼りになる法律家として、また市民と行政を繋ぐ掛橋として、なお一層のご活躍を期待いたしております。

さて、本市では、地方分権の流れや少子高齢社会の進展などの社会情勢を見極めながら、都市間競争を勝ち抜き、偕楽園や千波湖などの豊かな自然、弘道館に代表される歴史・文化・伝統など多くの優れた地域資源を活かして、「県都にふさわしい風格と安らぎのある元気都市・水戸」の実現を目指しております。

昨年、市制施行120周年を迎え、11月には、「市民と行政の協働都市宣言」を行いました。今後とも、将来にわたって安心して暮らせるまち、輝かしい未来へ発展するまちの創造に向け、あらゆる分野で市民と行政とが協力しあってまちづくりに取り組む、市民主体のまちづくりを行って参ります。

最後になりますが、皆様方には、市政へのさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、茨城県行政書士会のより一層のご発展と、皆様方にとりまして本年もすばらしい年となりますよう祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。



顧問
足立 寛作
(茨城県議会議員)

皆様には、清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

茨城県行政書士会の皆様が、この一年、國井豊会長を先頭に、より生活現場に密着されて豊かな地域社会づくりに邁進されますよう心からお祈り申し上げます。

さて、米国でのオバマ政権の誕生を倣うかのように、昨年、わが国でも政治地図が全く塗り変わり、新しい皮袋ができました。このことは、急速な高齢化に伴う地域の変容と無関係ではないように思います。

最近まちを歩いて驚くことは、お伺いしたご家庭のここかしこに、寝たきり、認知症、お体の虚弱なお年寄りを見かけることです。空家が増えて防犯・防災面で不安を増幅させている、いわゆる都市部の「過疎化」を示す地域さえ生まれています。この現象は、団塊の世代のすべてが75歳以上になる2025年を節目に一層の拍車がかかるであろうと予測されています。

このような時だからこそ、先行き不安を一掃し、住んでいる方々に安心と希望を抱いて頂ける地域づくりをすることが至上課題です。そのためには、政治の仕組みを中央集権型から、道州制への移行を見据えつつ地域主権型に組み替える必要があります。個人が自立して生活する自助、地域住民の連帯でお互いを支え合う共助、そして、公助が調和した「協働型福祉社会」の構築が求められていると思うのです。

この住民が主役となる地域社会づくりに欠かすことのできない存在が、生活に最も身近なところで仕事をされている行政書士会の皆様です。大きく変容しつつある地域社会の再構築のために、皆様の一層のご活躍を願っております。

結びに、茨城県行政書士会の益々のご発展と皆様のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げて、ご挨拶と致します。



顧問
藤 島 正 孝
(茨城県議会議員)

新年、明けましておめでとうございます
茨城県行政書士会の皆様には、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様方には、日頃から行政機関への提出書類の作成や相談業務などを通じ、地域の方々と行政との架け橋として重要な役割を果たされておりますことに対し、心から敬意を表します。

長引く経済不況と雇用不安、あるいは少子高齢化や地域間格差、高度情報化の進展など様々な要因が相まって、社会全体が大きく変化しております。このような時にこそ、将来に展望を持って、足元をしっかりと固めていくことが大切と感じております。

近年、行政サービス需要の増大に伴い、事業者や住民の方々が官公署に書類を提出する機会が多くなり、確かな知識と高度な専門性を有する行政手続の専門家としての行政書士の活動領域は一層拡大し、その期待はますます大きくなっております。

皆様方におかれましては、法令遵守の意識や職業倫理を高めながら社会に貢献され、新しい時代の行政書士として大きく飛躍されますことをご期待いたします。

結びに、茨城県行政書士会のますますの発展と、新しい年が皆様にとって素晴らしい年となりますことを心からお祈り申し上げまして、新年の挨拶といたします。



顧問
田 所 嘉 徳
(茨城県議会議員)

平成22年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

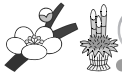
茨城県行政書士会の会員の皆様におかれましては、住民と行政をつなぐ架け橋として、日頃から業務に精励され、社会貢献と行政書士制度の発展にご尽力いただいておりますことに、心より敬意を表します。

さて、司法制度改革や規制改革、IT化の進展など、様々な制度改革等が進み、社会経済情勢が大きく変化する中、行政書士の活躍の場はますます拡がり、その果たすべき役割や責任は、これまで以上に大きくなってきています。

このような中、許認可等に関して行われる聴聞等の手続の代理をはじめ、ADR(裁判外紛争解決手続)や成年後見制度などに適確に対応するため、会員一人ひとりが資質と能力のさらなる向上に努められ、「頼れるまちの法律家」として、一層ご活躍されますことをご期待申し上げます。

昨年、行政書士会では、許認可等業務を含めた行政手続に係る電子申請の普及促進のため、県との意見交換会を開催し、県民の利便性のため、県に対して、申請の簡略化や標準化、代理申請等について、提案や要望を行いました。このように、県民サービス向上の観点から、様々な課題に積極的に取り組み、県民の信頼を得ることにより、行政書士会と会員の皆様の活動分野を、さらに拡げていっていただきたいと思います。

最後になりますが、会員の皆様のご健勝と茨城県行政書士会の益々のご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年に思うこと



顧問
高橋 靖
(茨城県議会議員)

新年あけましておめでとうございます。旧年中は茨城県行政書士会の先生方には大変お世話になり、誠にありがとうございました。今年もよろしくお願い申し上げます。

平成に移行し22年、21世紀に入り10年が経過しようとしています。間もなく平成生まれの大卒者が新社会人になります。スポーツ界では石川遼君や浅田真央さんが活躍していますが、3年後には平成生まれの政治家の誕生が見られるでしょう。バブル崩壊、IT革命、9.11後の世界情勢の変化、少子高齢化、環境問題、平成の大合併、急激な景気低迷による若者の雇用不安、歴史的政権交代など、平成の時代、多くのことを見たり聞いたり、あるいは肌で感じてきた若者はどのような価値観で政治に挑むのでしょうか。「今の若者は…」などとは言っていない、私達が価値観を時代の変化に合わせなければならない「とき」がやって来ると覚悟しなければならないと感じています。

今、私の愛読書は「イソップ物語」です。イソップ物語は単なる童話ではなく、普通の人間として生きるためのツールを、目で見えるように描き出しているところに面白さがあります。2500年も前に作られたお話ですが、現代生活の教訓として当てはめるところに、今でも世界中の人々から支持されている理由を見つけることができます。つまり、時代の変化とともに政治や人々の価値観が変わっていきませんが、人間生活の基本は昔から現在まで、そしてこれからずっと変わらないということを教えてくれています。

2010年、変わる価値観、変えてならない基本や伝統をしっかり見極め、より良い生活の実現に努めてまいります。先生方のご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

末筆になりますが、本年も先生方にとって素晴らしい一年となりますようお祈り申し上げますとともに、益々のご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。



顧問
遠藤 実
(茨城県議会議員)

新年あけましておめでとうございます。今年も皆様にとって良い年でありますよう心よりご祈念いたします。私は現在、県北支部で副支部長として活動させていただいておりますが、昨年、茨城県議会議員補欠選挙におきまして当選させていただきました。皆様のご支援に感謝を申し上げますとともに、昨年顧問に就任させていただきましたことに対しても御礼を申し上げたいと存じます。私は民主党の県議会議員として責任を自覚し、責任政党の一員として行政書士制度の推進とPRにいっそう努めていきたいと思っています。

先月、民主党茨城県連主催による県内各団体の「意見要望を聴く会」が開催されました。与党として各団体の陳情を受け付ける場に私も居りましたが、当会からも理事2名が来られ、制度改善への要望活動をされました。内容としては、「行政不服審査法における不服申立て代理を認めること」「一人法人を可能とすること」「官民から各行政書士会への業務委託を適切に行えること」「長期会費未納会員を登録抹消できるようにすること」の4点でした。

これらの課題について改善していくことが各行政書士会のスムーズな運営につながり、ひいては一人一人の会員が活動しやすくなることだと実感しております。私は顧問の責任を全うするため、現在のニーズにあった政治活動を展開することにより、皆様の真摯なる日々の業務を少しでも後押ししたいと考えております。

これからも諸先輩、同僚書士の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。まして私からの新年の挨拶といたします。

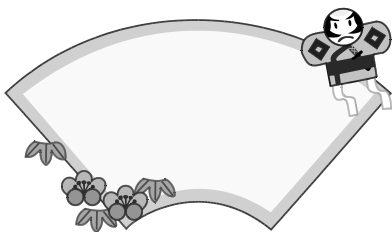
あいさつ

茨城県行政書士会

副会長 新 井 毅

新年あけましておめでとうございます。茨城会にとって実務型の執行部、所謂攻めの執行部が國井会長の下に整いつつありますことは誠に喜ばしいことであります。我会の発展は、各会員が業務を行い地域住民に認知していただくことであるということが一番であると思うからです。そのためには執行部が一丸となって各会員の業務の遂行の手助けをすることだと思えます。また各会員はコンプライアンスを遵守し執行部と共に目的にしたがって邁進することであると思えます。本年は行政書士法制定60周年に当たる年でもあります。各会員と共に私も微力ではありますが茨城会発展のために尽くしたいと思えます。旧年中は、弁護士法違反・入管法違反等いろいろな報道・事件等があり会員の行政書士法令等遵守義務を怠ったことが原因であるように思われます。行政書士の倫理をもう一度熟読してください。日本経済が不況に直面しているこそ行政書士の社会的地位の向上、経済的地位の向上を勝ち取る絶好のチャンスであることを目標に邁進していきたいものです。また時代の移り変わりにも乗り遅れないようにして行く所存です。

本年も各会員のご支援ご指導をお願い申し上げます。



新年のご挨拶

茨城県行政書士会

副会長 石 塚 光 政

あけましておめでとうございます。

皆様にはお健やかに新春をお迎えのことと存じます。

さて、去年はわが業界におきましても業際に係る問題が比較的話題とされまた。

すでに士業であるからということで職域が保たれているとは限りらない状況にあります。

現在、景気は低迷しており政府、地方自治体もデフレ、雇用問題対策等幅広い分野の施策を講じております。行政書士がこのような時勢に国の諸施策に沿った業務を前向きに反映させることは、中小企業をはじめとした国民生活にも寄与できるものと思われま。

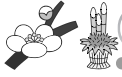
なお、他業界をみてみますと、たとえば世界的不況にもかかわらず過去最高益をあげているカジュアル衣料の「ユニクロ」(ファーストリテイリング)があります。新ブランドとして発売した「+J」(プラスジェイ)はデザイナーのジル・サンダー氏との共同開発したジャケットが1万円前後と「ユニクロ」としては高価ですが、発売初日にパリやニューヨークでも行列ができたほどです。

今の社会において、良いものは「ユニクロ」でも他の著名なブランドでも組み合わせて着て満足しているのが実情です。つまり、お客様が求めている良いものはデパート、専門店、大型スーパーという枠を超えて購買されています。

このようにわが業界も業際に係る既存の路線だけでなく、新しい業態を考えなくてはならない時期に来ていると思えます。嘗て松下幸之助氏は「経営は一種の総合芸術」と言ったようにグローバルな視点から展開も必要と考えます。

私は行政書士が社会生活に密着した職業であり、行政書士倫理綱領にある「人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける」ことを念頭に本年も努めていきたいと思えます。

皆様にとりましても本年が幸多き年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



イチローとともに

茨城県行政書士会

副会長 嶋田 広一

その少年は帰宅部だった。学校が終わるとすぐ帰宅、マンガを読みながらおせんべい、家族と夕食、勉強をしているふりをして夜食、そんな毎日だった。身体は大きい、運動なんてしない、できない。走ればいつもビリだった。

2003年、彼は父になっていた。息子は彼にそっくり、テレビゲームにカード、いわゆるオタクな小学生だった。そんな息子がある日突然「野球をやってみよう」とスポーツ少年団に入った。息子は生まれ変わった。よく頑張った。父は嬉しかった。「よしオレもっ」と一緒に走ってみたが、足がもつれて転んだ。キャッチボールもままならない。審判をやったら足が棒、次の日がつらかった。このままではいけない、何とかしなければ... かつて帰宅部だった彼は、近所のスポーツクラブの門を叩いた。

2009年、今では週に4度は泳いでいる。数値的にも体感的にもずいぶんと健康になった気がする。ある日、ひょんなことから地元のマラソン大会に参加することになった。5kmの部。人生これまでそんなに走ったことはない。無謀と思えたが、参加することに意義がある、歩いたっていいじゃないかと思いつつ当日をむかえた。が、結果は意外だった。31分49秒で完走、40～59歳の部で39位。かつて帰宅部だった彼にとって驚くべき栄光である。6年間の積み重ね、決意は遅くはなかった。「夢や目標を実現するには1つしか方法がない。小さなことを日々積み重ねることだ。」(イチロー)

2010年、彼は既に始動している。次は30分を切るのが目標だ。

もちろん仕事も頑張ります。職域確保に全力投球!

本年もよろしくお願いします。

年頭のご挨拶

茨城県行政書士会

副会長 郡司 孝夫

茨城県行政書士会の皆様方におかれましては、新しい年の幕開けを健やかにお迎えのこととお喜び申し上げます。

旧年中は温かいご支援とご指導を賜り、心中より御礼を申し上げます。

昨年を振り返って見ますと、大変な変動の有った一年でありました。サブプライムローンに端を発しました世界的な経済不況。国内では民主党による政権交代劇。世の中全体が先行きの分からない不安で満ち満ちた一年でありました。今年こそは、それらの不安から脱却し、明るい未来に向けて着実な前進の見られる年にしたいものです。

私たち行政書士会に転じて見ますと、まさに、私が副会長に就任時に公約としてお話し致しました、成年後見の問題、ADRへの参入の問題等が、徐々に具体的に前進しようとしております。成年後見に関しましては、社団法人化されるべく今連合会で検討中です。又、ADRに関しましては、各地で認証を受けるべく具体的に活動しつつあります。我茨城会におきましても、他の単位会の認証分野には囚われず、行政書士が最も行政書士として相応しい分野でのADR参入はどの分野かを検討中であり、本年中には、認証申請を行いたいと考えております。その為には、隣接近県の行政書士会とも協調して行く事も、視野に入れて行きたいと考えております。私も、副会長に就任致して間もなく一年が過ぎようとしております。私の任期はあと一年と少ししか有りません。その間に、皆様に公約致しました事に必ず具体的道筋を定めたいと考えております。その過程に関しましては、その都度、「行政茨城」及び、行政書士会のホームページにて報告して参るつもりです。

もし、お気付きの点、又は、ご意見等がございましたら遠慮なくお聞かせ頂きたいと思っております。

年頭に際し、本年が皆様方にとって素晴らしい一年となりますことを祈念致し挨拶と致します。

新年のご挨拶

総務部長 雨 貝 洋 子

新しい年を、幸せを持って迎えられた事と、お慶び申し上げます。

一年の長さは変わらないのに、今の環境は時の流れを速くしてる感が身にしみます。

流れは、沢山のものを流し、新しいものを運び、そして人の心を波打たせます。

昨年、「地殻変動」の文字が、目に飛び交え、政治の世界も世の流れの中大きく変わりましたが、我々の行政書士を取り巻く環境も又、流れの中大きく変化して来ていると思います。その変化の波に乗り遅れる事無いよう、自分自身を叱咤激励しなければならない。と同時に会の執行部に所属する者として、我々の会もこの時代にどうあるべきか思慮し続けねばならないと認識しています。しかし嬉しい事に他会の先生から「攻めの行政書士」と言う力強い言葉を聞いた。業際問題で言われ放しの時は終わりにし、我々も我々の地位保全の為攻めの姿勢で行こう。偶然にも茨城会でも「攻めの姿勢」で我々の位置付けを守ろうと言われた先生がおられたが、これは着実に我が行政書士会もうねりの中、力強く鼓動しているのだらうと喜ばしい限りです。そして自分も又その思いを享受したいと願いますが、反面攻めの姿勢は、多くのものを吸い寄せるプラスの面と、その抱き合わせに有るもの、それらを自覚しなければならないのではと自分に課しています。

そして、「凛」とした姿勢、そんな答を出しながら今年も責務を果たして行きたいと願っております。

毎年の一文字公表、「新」が発表されました。

平成22年の「新」の年を迎えられた事の幸せに感謝して新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭挨拶

企画・開発部長 古 川 正 美

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかな新春を迎えられますことを心よりお慶び申し上げます。また、日頃より企画・開発部の事業につきまして、会員の皆様より多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の総会后、再度本会理事として会務に携わることになりましたが、その後程なく戦後日本の歴史の中でも特筆すべき本格的な「政権交代」が実現したことは記憶に新しいことと思います。これにより今まで国民の目に触れることの無かった様々な問題が白日の下にさらされるようになる一方、これまで旧政権が培ってきたシステムと新政権が国民に示した政策（＝マニフェスト）との整合性をどのように図っていくか、新政権の課題と言っても過言ではないと思います。

このような変革期にあって、我々行政書士もこの変革の波を的確に捉え、日々業務に当たらなければならないことは言うまでもありません。

これまでの既存業務における職域確保はもちろんのこと、新たな業務の開発にも全力で当たることが喫緊の課題となっております。具体的には成年後見業務やADR（裁判外紛争解決手続）への参入、中小企業支援業務等があげられますが、企画・開発部ではこれらを含めた新たな業務について徹底的且つ迅速に精査し、一日も早く会員の皆様のご期待に応えられるよう、事業に邁進する所存でございます。

本年も皆様のご協力を賜りたくお願い申し上げますと共に、併せて皆様の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

新年挨拶

法務・ADR 委員会委員長 安 圭 一

新年明けましておめでとうございます。

子供の頃、1年という時間はとても長いものでした。

それが今ではどうでしょう。

あっという間に時間が過ぎて行きます。

時間の感覚だけではなく、世の中の動きそのものがとても早くなっているように感じます。

ついこの前まで優良企業だった会社が、突然倒産したり、永遠に続くかとおもわれた政権も、選挙が終わった瞬間から過去のものになりました。

私たち行政書士を取り巻く状況も、めまぐるしく変化しています。

不景気や閉塞感といった状況も、急展開するかもしれません。

悪くなるかもしれないし、良くなるかもしれません。

いずれにせよ、変化に対応できる実力と体制を整えていく必要があります。

ADR機関の設立にむけ、今年は本格的な準備にはいります。

またあっという間の一年が始まります。

良い変化を起こしていけるよう、頑張りましょう。



新年挨拶

警察関連業務等推進委員会

委員長 大 庭 孝 志

皆様、新年明けましておめでとうございます。
当委員会は、昨年、暴力団排除総合対策委員会規程を改正して組織の変更と役割の変更がなされました。

昨年度まで暴力団排除総合対策委員会は、暴力団排除に対する意識の向上等を目的として活動しておりましたが、規約改正により、暴力団排除に関する意識の向上に関する活動に加え、風俗営業を始めとした生活安全関連の許認可及び車庫証明を始めとした車両登録関連の職域の確保を目的とした、情報の収集と関係部署や関連団体との連絡や意思疎通も図っていかうということになりました。

幸いにも本会では、暴力団に関連した会員の不祥事は生じておりませんでした。許認可申請に絡んでの事件は、新聞等では散見されるのもまた事実であり、委員会としても関係機関からの情報の収集や連絡を密にし、会員の皆様の業務の遂行に資する活動をしてきたいと思っています。

また風俗営業許可申請、古物営業許可申請、車庫証明等の警察公安関連の許認可業務や、自動車登録業務に関しても、我々行政書士の業務分野としての比重は大きいものであり、またこれら分野に関する我々に求められる役割を今後も更に積極的に担っていくべきと考え、法令改正の情報収集のみならず、関係部署との密なる連絡を取っていくことで、私たちがもっと業務を円滑に行っていける仕組みの構築を図っていければと存じます。

何分、行き届かない点はあろうかと存じますが、皆様のご指導ご鞭撻を賜りながら、本年も勤めてまいりたいと存じます。何卒、本年もよろしくお願い申し上げます。

新年挨拶

申請取次委員会委員長 橋 本 哲

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

関係各位におかれましては、平素より申請取次制度へのご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、いよいよ本年3月には待望の茨城空港が開港し、私たちのふるさとが世界への玄関口となります。海外からの来県者も増加することが見込まれるため、入国及び在留手続に携わる申請取次者の真価が問われる年となることを認識しなければなりません。

ところで、全国で申請取次者の関与する不祥事が散発したことはたいへん残念なであり、現在日本行政書士会連合会及び東京入国管理局管内行政書士会と積極的な情報交換を重ね、善後策の構築を進めております。春先には、不正な申請への加担又はブローカー被害等に遭わないためのコンプライアンスを公表させていただきます。

日本経済の衰退とともにあらゆる指数がマイナスのベクトルを指し示す中、これまで在留/滞在外国人数は右肩上がりを留めることがございました。しかも、本邦で5年から10年の在留期間を経過した外国籍者の殆どは、美しく安全な我が国を終の棲家として「永住」の在留資格取得を目指しております。

ですから、もはや「国際化」ではありません。文化、宗教、言語、教育など価値観の違う外国籍者が、私たちの日頃の営みのとても身近なところで、私たちと同様に幸せな生活を始めているのです。

これから永住又は在留する外国籍者の周辺で様々な問題が起きることは容易に想像できますが、申請取次者は在留及び入国手続のサポートだけでなく、外国籍者の良き理解者として、私たちのふるさとを愛してくれる隣人のために応援いただけることを願うばかりです。

新年挨拶

広報部長 竹 内 崇

謹んで新年のお慶びを申しあげます。

会員の皆様には、日頃から広報活動への多大なるご支援、ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申しあげます。

昨年6月、2度目の広報部長の大役を仰せつかり田向副部長、各支部通信員の皆様と共にスタートを切って早くも半年が経過しました。この間、会員皆様方の貴重な情報源である会報誌『行政茨城』の発行、10月の広報月間でのPR活動等従来の業務を非常に慌しくこなしてまいりました。関係者の皆様には感謝の気持ちで一杯です。

ただ以前から危惧していたことですが、紙媒体を使用した従来の手法に頼るあまり、広報活動が停滞している点は残念ながら否定できません。高度情報通信社会という言葉が珍しくなくなった現代、有益な情報をより迅速に発信する為の新たな手法を単に模索するだけでは、会員の皆様に納得していただけないでしょう。

前期からの目標であった『行政茨城』の本会ホームページへの掲載、メールマガジンを活用した情報の迅速な発信、広報月間における新たなPR戦略の展開等々、やるべきことは相変わらず山積しております。予算との絡みもありますが、実現可能なものを早期に実行に移すことが至上命題。結果として、それが会員の皆様の利益に繋がるのですから。

時代の流れに臨機応変に対応し、絶えず発展（変化）し続ける広報部を目指し、本年も広報部関係者一丸となって邁進して参りますので、一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

新年挨拶

制度推進部長 黒田 眞一

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方に置かれましては、お健やかによい年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、会活動に対し日頃より温かいご支援、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。部員一同厚く御礼申し上げます。

さて昨年は、その前年の「リーマン・ショック」による米金融危機、世界同時不況で明け、1～3月期GDP実質成長率は年率で前期比マイナス11.9%と第一次石油危機に次ぐ戦後2番目の下落率を記録、未曾有の経済収縮の年となりました。麻生政権末期の景気対策でやや持ち直したものの、政権交代やら円相場の急騰、ドバイショック、温暖化問題など次々と迫る危機難題の連続で息つくヒマなく年が暮れ、明けた本年もまた先行き不透明な幕開けとなりました。

翻ってわが行政書士界を見ますに、激動する我が国社会の世相から無縁ではなく、隣接士業間の軋轢、はては長引く不況やらデフレスパイラルに陥った経済の陥穽のなか、目に余る非行政書士行為が後を絶ちません。

それまでは、規制改革の時代に「行政書士の独占業務」の＜囲い込み＞のような「監察」の文字はそぐわないのでは？という反省から「行政書士を広く知っていただく」広報活動にシフトして来ておりました。

しかし昨年9月、日行連としても「監察」という名称を復活させた体制を年度途中に組みました。（法規監察部）これを受け当会制度推進部としても、本年は部の名称変更を含め、「悪貨が良貨を駆逐する」社会の悪弊を摘み取るために、そして私ども会員本来の利益を守るために監察活動にも力点を置き、非行政書士活動の摘発等、真剣で毅然とした、組織的意思表示を発する体制構築の1年にして行きたいと考えております。

どうぞこの一年も厚きご支援・ご協力を切にお願い申し上げますとともに、会員の皆様ならびに御家族様の、益々のご活躍とご多幸を御祈念申し上げます。

新年ご挨拶

業務研修部長 木村 司

新年あけましておめでとうございます。

旧年中の業務研修部への温かいご支援とご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

業務研修部の部長を拝命後、多様化する業務とその要請に応えるべく、すべての会員の皆様にごうすれば満足していただける研修を実施していけるのかを常に心がけて研修を計画してまいりました。

新しい諸分野への開拓進出のためには、従来からの業務知識と技能の向上をおろそかにすることはできません。常にバランス感覚のある深い知識と技能が基礎になるものと考えます。従いまして、会員の皆様の知識と技能のレベルアップを図りながら新分野へもスムーズに進出できる機会を十分に提供していくことが業務研修部の使命であると認識し、本年も研修を計画実施してまいります。

また、昨年は特に後半になって、コンプライアンス、法令遵守が強く求められる事件の記事を数回、目にするようになりました。大変残念なことであるとともに、行政書士制度全体への悪影響が懸念されます。この事態を受け、業務研修部といたしましても、行政書士が社会から引き続き信頼され、必要とされる専門職であるよう、会員および補助者の方々への倫理研修を実施いたします。

最後に、本年も皆様からのご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様並びにご家族様の益々のご活躍とご多幸をご祈念申し上げます。

新年挨拶

I T推進部長 石 井 徹

新年明けましておめでとうございます。

I T推進部部長となって半年、初めての理事ということで右も左もわからない状態でしたが、会長はじめ各理事及び事務局のお力をいただきながらなんとか努めてまいりました。

就任早々県庁各関係者とのオンライン申請に関する意見交換をさせていただき、平行して本会ホームページのリニューアル作業に取り掛かっているところです。

リニューアルに関してはなかなか思うように進まず、会員の皆様には大変ご迷惑をおかけしていますこと申し訳ございません。まもなくオープン運びとなりますのでもうしばらくお待ちください。

また、今年はオンライン申請について大々的に皆様のご意見を伺い、行政のシステムに反映させるべく活動を行って参る所存です。

個人的には、今回初めて本会理事を仰せつかり、本会を運営・発展させるための全理事のご尽力を目の当たりにするにつけ、改めて理事になって本当に良かったと思うと同時に、自身の業務も大切ですが会の発展のために私も末席ながら出来る限りのお手伝いをさせていただきたいと改めて思うところでございます。

どうぞ、本年も皆様方の厚いご支援・ご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、皆様方にとって実りある一年になりますこと、心よりお祈り申し上げます。

新年挨拶

綱紀委員長 黒 澤 清

明けましておめでとう御座います。

とんち壱休さんのモデルと云われ、ユニークな逸話で高名な一休禅師の作とされる「門松は 冥土の旅の一里塚 めでたくもあり めでたくもなし」という歌があります。

会員各位におかれましては、清々しい元旦を迎えられたことと思いますが、歌のようにその視点を逆転させてみると意外なものが見えてくることがあります。

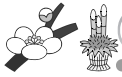
行政書士の倫理綱領の冒頭には、「国民の信頼に応える」という言葉があります。倫理綱領の中核をなす部分だと思いますが、表現は抽象的です。反対に何をすれば国民の信頼を裏切ることになるのかを考えると、正しいものが見えてくると思います。

他の行政書士の悪口を言う。請求した報酬額の説明を十分にしない。うまくいかない仕事の責任を他に転嫁する。等等、多くのことが考えられますが、何と云っても致命的なのは行政書士が、法令に抵触することをした場合だと思われます。

仕事では良く注意しているにもかかわらず、日々の生活で、はまってしまう落とし穴の一つが、車の飲酒運転です。普通の状態ではないときにはまりやすいので質が悪いのです。

改めて法規を読みますと極めて厳しい罰則が用意されています。自動車という便利な移動手段が得られた一方で、幾多の悲劇を繰り返した結果として築かれたルールだと思われます。

行政書士は、専門職である前にまず一人の市井人として、法律に違反しないことを肝に銘ずる必要があると思われます。お酒を飲む機会が多い時期です。信頼される行政書士として、年頭に、まず心していきたいと思えます。今年もよろしく御願ひします。



日本再生復活のノウハウは？

水戸支部長 斎藤 孝夫

今日の日本の政治、経済、社会の混迷衰退状況を「第二の敗戦」という人がいます。

一世を風靡した日本の名だたる多くの企業が、風前の灯し火状態となり、世界における日本の相対的地位も下落しつつあること、出口のない不況による先行き不安、社会全般の現在の閉塞状況を例えているのでしょうか。

あの敗戦後に、財産も職場も家も家族も、すべてを失い、焼け野原の廃墟の中に立たされた人々は、今の我々の数十倍もの苦渋を味わってきたはずです。しかし、昭和20年からの数年間、最低の衣食住も補償されない中、たくさんの子供を産み育て、「団塊の世代」といわれる日本の盛衰を背負ってきた世代を育ててきたわけです。

同じ「敗戦状況」のなか、「萎縮」におののくしか術のない今の時代は、まだ「本物のどん底」を見ていないからなのでしょう。

「子供は3人以上つくれ、2人は夫婦の後継として、3人目以上は事情で子供をつくれなかった人達の為に」・・・昔は親にこんなふうに言われたそうです。

「ダブルインカムノーキッズ」そんな風潮を是認させないためにも、戦後を生き抜いてきた老人達の「日本再生復活のノウハウ」を学んでおきたい。

そのための残された時間はもう僅かしかありません。

新年挨拶

県南支部長 茅場 俊彦

新年を迎え皆様方のご多幸とご健康を心からお祈り申し上げます。

昨年の行政書士無料相談会においては、相続の問題をはじめ、各種の相談が寄せられたことはすでにご承知のとおりであります。

マスコミや各報道等によれば、本年は政治的にも経済的にも非常に不安定なものになりそうです。

それに伴い、市民生活の中にもさまざまな問題が生じてくるものと思われ、私たち行政書士に対してもこれまでになかったような相談が持ち込まれる可能性があります。

多様化する相談内容に、常に対応できるよう尚一層の研修研鑽が必要になってくるものと考えております。行政書士の資格があれば黙っていても相談が来るとは限りません。積極的に市民の立場を理解し、悩み事の解消に努めることが、いわゆる街の法律家と称されるものと思われれます。

そのためには、各行政書士が相互に連携を深めながら、法的に理解できないことがあれば相互に研究しあい、支部及び茨城県行政書士会の組織並びに運営の強化を図ることが大切であると考えます。

県南支部においては、業務担当者を中心にさまざまな企画立案を検討し実行して参りました。各担当者には心から感謝申し上げますとともに、本年も各会員の協力を得ながら、支部運営に当たっていきたいと考えておりますので、宜しく願い申し上げます。

支部長は、業務実践の 切り込み隊長である

県西支部長 安 田 康 一

神奈川県職員から中央大学法学部に転じた磯崎初仁教授によると、法律実務の関係で見られる自治体職員のタイプには、

- ①法律に弱く、法律に使われる職員（多くの職員）
- ②法律に強く、法律に使われる職員（これまで重宝にされてきた職員）
- ③法律に強く、法律を使おうとする職員（今後求められる職員像）

があるとのことだ。

『たとえ機関委任事務であっても、処分庁には一定の裁量の権限があるはずで、法律のそもそもの目的から、こう解釈できるはずだ』と切り返すことができる職員が、地方分権時代には正に求められる職員だとされている。

（茨城県地方自治研究会・吉田勉著「自治体法務つれづれ草教室」）

法務は自治体で職務を行う際の基本・基礎であり、この知識が欠けると、仕事自体を行うことは許されない。しかしながら現実には、これが余りにも多いのである。このために行政書士が泣かされる事案が、如何に多いことか。

このため支部長たるもの、己の分際をもわきまえず、おっとり刀で飛び出すことになるのである。役所に対する照会・要請・開示請求も、このために為さざるを得ない。支部長は、かかる点からも業務実践の切り込み隊長とならざるを得ない。

かような事案を会員より吸い上げ、創意工夫を凝らし、会員の付託に応えねば、支部は本会事業の単なる下請け実践部隊ということにならざるを得ないのである。

新たな年に、新たな想い！

県北支部長 四 釜 絹 枝

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様、お健やかに新年をお迎えになられたことと存じます。

支部長という大役を仰せつかり、その重責を常に念頭に置きながら日々を重ねて参りましたが、今こうして新たな年を迎えることができましたことを感慨深く思っております。

これも偏に、副支部長や会計を担当して下さっている方々、本会理事を含む役員の皆様方をはじめ、会員各位の深いご理解と多大なご協力あればこそのことと、心より感謝申し上げます。

未だ行政書士の知名度が「高い」とは言い切れない状況にあって、如何にしてそれを向上させるか、ということを支部長として為すべき最大且つ重要課題と位置づけたうえで、諸活動に邁進いたしております。

「行政書士制度広報月間」における無料相談会はもとより、県の内外から10万人以上の方々が訪れるといわれる、北茨城市の「雨情の里港まつり」会場での無料相談会にも毎年総力を挙げて取り組んでいるところです。

また、昨年9月からは、日立市役所が行なっております「市民相談室」に毎月1回、定期的で開催する「行政書士相談」が新たに設けられ、回を追うごとに相談者数も増加し、なお且つ好評をいただくに至っております。

更には、北茨城市におきましても、本年から「行政書士相談会」を設置していただく方向で、同市と協議を進めているところです。

今後また、支部地域内の他の市町村におきましても同様の事業を展開すべく、努めていく所存であります。

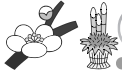
皆様には、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

末筆ではございますが、各位のご健勝と更なるご活躍をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

寅の年 雄々し歩みの 確かにて

地に足跡の 残しゆくらむ

（衣女）



新年挨拶

鹿行支部長 園 部 雅 弘

新年あけましておめでとうございます。

文章を書くのが苦手なのですが（えっ…行政書士なのに…?）新年のご挨拶ということなので一言申し上げさせていただきます。（あれっ、確か去年も！その前も！同じことを書いたよう気がするな…?）

「幾山河越え去りゆかば寂しさのはてなむ国ぞ今日も旅ゆく」という有名な若山牧水の歌があります。

「何処まで行ったら幸せがあるのだろうか、と思いつつ旅を続けている」という意味ですが、こういう思いは誰しも抱くものだと思います。今の生活は仮のもの、やがてキラキラ光る、本当の生活が待っているのだ、と漠然と期待している。しかしいつまで待ってもそういう生活は

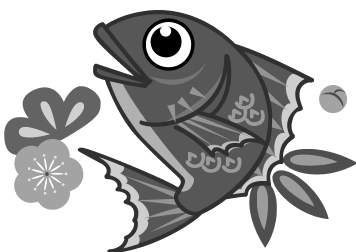
訪れず、いつしか期待さえしなくなっていく。というのが世の一般の人のたどる道ではないでしょうか。

日常生活はまことに平坦極まりなく、かつありきたりなものです。ただ待っているだけでは永久に生活は変わらない。それどころか迷って下降線をたどってしまうでしょう。ただ待つだけで終わってしまうのではあまりにも寂しいです。

「幾山河」の作者には、やや失意がつきまとうものの「今日も旅ゆく」という行動がありますが、これには「求める姿勢」があるように思います。

周囲に目を向けて、かくれた美しいもの、すばらしいもの、心が豊かになるもの等を様々な人達との出会いの中に見出していきたいものです。

今年もよろしくお願いします。



総務部

活動状況報告

平成21年12月10日(木) 第4回理事会水戸京成ホテルにて開催される。

出席者 正副会長、理事 25名

オブザーバー：各支部長、監事、総務部員 8名

開 会 午後2時

閉 会 午後5時30分

【第4回理事会審議事項】

第1号議案 役員選任規程の一部改正について

- ・原案可決。〈決議事項別記(1)〉

第2号議案 茨城県知事が行う懲戒処分に関する茨城県行政書士会の手続運用規程新設について

- ・原案可決。〈決議事項別記(2)〉

第3号議案 名誉会長、顧問、相談役及び名誉会員規程の一部改正について

- ・原案可決。〈決議事項別記(3)〉

第4号議案 名誉会員の委嘱について

- ・橋本 昌茨城県知事を当会の名誉会員として委嘱する事可決。

第5号議案 顧問の委嘱について

- ・遠藤 実茨城県議会議員(県北支部副支部長)を当会の顧問として委嘱する事可決。

第6号議案 茨城県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規程の一部改正について

- ・原案可決。〈決議事項別記(4)〉

第7号議案 業務執行部員の委嘱について

- ・制度推進部に2名の部員を委嘱することが可決される。1名は薮 守和水戸支部会員、もう1名は後日、制度推進部長が推薦し、理事会において可否決定することにする。

第8号議案 会費の減免について

- ・県西支部古田晋一郎会員の会費減免申請が出され、可決。



〈決議事項別記(1)〉

役員選任規程の一部改正について

- 1) 改正理由 会長と副会長は表裏一体であるから、新会長が指名し執行体制の強化を図る。
 2) 改正内容 役員選任規程の一部を新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成21年12月10日から施行する。

改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(役員の選任) 第2条 役員の選任は、次の方法による。 (1) 会 長 選挙 (2) 副 会 長 <u>会長指名</u> (3) <u>その他の役員</u> <u>選考</u> (選任する役員数) 第3条 (略) 2 前項により選任された各員数に欠員を生じたときは、補欠選任をするものとする。ただし、<u>残任期間が1年に満たない場合は、次に開かれる総会まで補欠選任をしないことができる。</u> (選挙管理委員会) 第4条 会長の選挙及びその他の役員選考の職務を行うため、当該総会に選挙管理委員会(その他の役員選考の場合は「<u>選考委員会</u>」)と読み替える。以下「委員会」という)を設ける。 2 (略) 3 <u>委員会の委員は、前項の人数に応じて各支部から推薦された会員を当該総会直前の理事会の承諾を得て会長が委嘱する。</u> (委員会の組織) 第5条 (略) (会長立候補の届出) 第8条 会長候補者になろうとする者は、別記「<u>様式第1号</u>」会長立候補届に、別記「<u>様式第2号</u>」により個人会員50名以上の推薦書を添付のうえ、選挙告示で定められた届出期間	(役員の選任) 第2条 役員の選任は、次の方法による。 (1) 会 長 選挙 (2) その他の役員 選考 (選任する役員数) 第3条 (略) 2 前項により選任された各員数に欠員を生じたときは、補欠選任をするものとする。ただしその員数が会則第17条に定める員数の範囲内である場合は、補欠選任をしないことができる。 (選挙管理委員会) 第4条 会長の選挙及びその他の役員選考の職務を行うため、当該総会に選挙管理委員会(会長選考の場合は「<u>選考委員会</u>」)と読み替える。以下「委員会」という)を設ける。 2 (略) 3 各支部は、前項の人数に応じて各支部から推薦された会員を当該総会直前の理事会の承諾を得て会長委嘱する。 (委員会の職務) 第5条 (略) (会長立候補の届出) 第8条 会長は、支部から推せんのある者を第3章の選挙によって選出する。

改正後	改正前
内に、委員会に届け出なければならない。 2 前項の候補者の重複推薦は認めない。 第8条の2 <u>削除</u> (副会長の指名) 第9条 副会長は、<u>第3章の規定により選出された会長が総会の議場で指名する。</u> (理事候補者の選出) 第10条 理事候補者は、会則第17条に定める定数の範囲内の数を役員選挙の行われる年の1月1日現在の支部会員数に応じて、50人に1人の割合(小数点以下四捨五入)で割当て、各支部から所定の様式により推薦された者のうちから選考委員会によって<u>選出</u>する。 2 前項の方法により算出された支部理事数が2人を下回る場合は、これを2人とする。 様式第2号 会長候補者推薦書 年 月 日 茨城県行政書士会選挙管理委員会 御中 候補者氏名 上記の者を、会長候補者として推薦<u>いたしま</u> <u>す。</u> <u>住 所</u> <u>会員番号</u> 第 <u> </u> 号 <u>氏</u> <u> </u> 名 <u>職印</u>	第8条の2 会長候補者になろうとする者は、別記「様式第1号」会長立候補届に、別記「様式第2号」により支部の推薦届を添付のうえ、選挙告示で定められた届出期間内に、委員会に届け出なければならない。 2 前項の届出がない場合は、第2条1号の規定にかかわらず選考の方法によって決する。 (副会長の選出) 第9条 副会長は各支部から推薦のあった者のうちから第3章の規定により選出された会長の参加した選考委員会によって選出する。 (理事の選出) 第10条 理事は、会則第17条に定める定数の範囲内の数を役員選挙の行われる年の1月1日現在の支部会員数に応じて、50人に1人の割合(小数点以下四捨五入)で割当て、各支部から所定の様式により推薦された者のうちから選考委員会によって選任する。 2 前項の方法により算出された支部理事数が2人を下回る場合は、これを2人とする。 様式第2号 会長候補者推薦届 年 月 日 茨城県行政書士会選挙管理委員会 御中 候補者氏名 上記の者を、会長候補者として推薦を届け出 ます。 推薦支部 茨城県行政書士会 支部 支 部 長 印

〈決議事項別記（２）〉

茨城県知事が行う懲戒処分に関する茨城県行政書士会の手続運用規程

- 1) 新設理由 今般、当会員による法令違反事件が多くなりつつあり本会としても規程の整備を図っておかなければならない局面にきております。茨城県行政書士会には表題に掲げる運用規程がないため新設する。

茨城県知事が行う懲戒処分に関する茨城県行政書士会の手続運用規程

(目 的)

第1条 この手続運用規程は、茨城県行政書士会（以下「本会」という。）における茨城県知事が行う行政書士法第14条、第14条の2第1項及び第2項に該当する懲戒処分が実施された場合の必要事項を定める。

(本会の措置)

第2条 本会は、茨城県知事により行政書士法第14条の3の懲戒の手続が開始され、処分の確定前に当該会員が登録抹消の届出を提出した場合、日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）に対し茨城県知事の処分が確定するまで連合会会則第46条の2第1項の規定に基づき、登録抹消の留保を求めるものとする。

(懲戒処分の確定)

第3条 本会は、当該会員が茨城県知事による行政書士法第14条第1項第2号、第14条の2第1項第2号及び第2項第2号に該当する懲戒処分が確定した場合、遅滞なく次の措置を行うものとする。

- (1) 登録証の返納
- (2) 会員証、職印、行政書士徽章及び茨城県行政書士会会員之章の返納
- (3) 広告の中止（ホームページ等含む。）及び看板の掲示中止
- (4) 補助者を雇用している場合は、補助者証及び補助者徽章の返納
- (5) 日本行政書士会連合会会則第61条の2第1項に定める職務上請求書の返納
- (6) 受託業務の業務移管

- 2 前項第6号は、本会と依頼人が直接協議し、当該会員が所属する支部において対処するものとする。

(再入会の取扱)

第4条 行政書士法第14条、第14条の2第1項及び第2項の懲戒処分が確定し退会した者が再入会する場合は、懲戒処分確定後3年を経過しなければ入会手続及び登録手続はできないものとする。

2 行政書士法第14条、第14条の2第1項及び第2項の懲戒処分が確定し退会する者には、前項の内容を教示するものとする。

付 則

この規程は、平成21年12月10日から施行する。

〈決議事項別記（３）〉

名誉会長、顧問、相談役及び名誉会員規程の一部改正について

- 1) 改正理由 本会の活動を理解し、多大なる協力を頂いている方を名誉会員として委嘱し、本会の更なる発展を図るため規程の一部を改正する。
- 2) 改正内容 名誉会長、顧問、相談役及び名誉会員規程の一部を新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成21年12月10日から施行する。

改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(委嘱の基準) 第2条 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 名誉会員は、多年本会の会員であり、特に <u>功労のあった者。又は、本会の事業運営に対し</u> <u>功労があり行政書士制度に深い理解を示し、</u> <u>かつ行政書士会発展にご尽力をいただける者。</u>	(委嘱の基準) 第2条 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 名誉会員は、多年本会の会員であり、特に 功労のあった者。

〈決議事項別記（４）〉

茨城県行政書士会申請取次行政書士管理委員会規程の一部改正

- 1) 改正理由 全国で入管業務に関わる行政書士の不祥事が頻発している現状を鑑み、綱紀粛正を徹底すべく「内に厳しい茨城県行政書士会」を内外にアピールするために改正する。
- 2) 改正内容 つぎのとおり改正する。

改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この規程は「出入国管理及び難民認定 法施行規則」に基づき、茨城県行政書士会（以 下「本会」と称す。）を通じ、東京入国管理局 長に対し届出を申し出た行政書士及び届出済 行政書士（以下「届出者等」と称す。）の管理 につき必要な事項を定め、その適正かつ円滑 な運用を図るとともに、適正な職務の遂行を 啓蒙することを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は「出入国管理及び難民認定 法施行規則」に基づき、茨城県行政書士会（以 下「本会」と称す。）を通じ、東京入国管理局 長に対し届出を申し出た行政書士及び届出済 行政書士（以下「届出者等」と称す。）の管理 につき必要な事項を定め、その適正かつ円滑 な運用を図るとともに、適正な職務の遂行を 啓蒙することを目的とする。

改正後	改正前
<u>2 この規程は、本会に登録した届出者等を対象とするものであり、茨城県外へ事務所を移転し日本行政書士会連合会に変更の登録をした者は、この限りでない。</u> (申請取次行政書士管理委員会の設置) 第2条 日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会（以下「日行連管理委員会」と称す。）規則第2条の2第1項（単位会管理委員会の設置）により、本会則第50条（その他委員会）の規定に基づき、本会に<u>茨城県行政書士会申請取次行政書士管理委員会（以下「委員会」と称す。）</u>を設置する。 (職務) 第3条 委員会は、日行連管理委員会規則第2条の2第2項（単位会に委任する事務）の規定に基づき、次に掲げる職務を行う。 (1) <u>届出者等</u>に係る届出の管理 (届出者等の義務) 第5条 届出者等は、次に掲げる事務を遂行しなければならない。 (1) <u>有効期間満了までに、委員会の主催する前条第1号の研修を受講すること</u> (2) <u>1月から6月までの取次実績を7月31日までに委員会へ報告すること</u> (3) <u>7月から12月までの取次実績を翌年1月31日までに委員会へ報告すること</u> <u>2 前項第1号の事務を遂行しない届出者等については、有効期間の更新を認めない。</u> (委員の資格) 第6条 <u>委員は、理事会の承認を経て本会会長がこれを委嘱する。</u> <u>2 委員会の委員に指名される者は、次の要件に該当しなければならない。</u> (1) 本会の会費に未納がないこと (2) 届出者等として届出済名簿等に氏名が記載されている者 (3) 茨城県知事から行政書士業務の「業務禁止」または「業務停止」の処分を受けたことがな	(申請取次行政書士管理委員会の設置) 第2条 日本行政書士連合会申請取次行政書士管理委員会（以下「日行連管理委員会」と称す。）規則第2条の2第1項（単位会管理委員会の設置）により、本会則第50条（その他委員会）の規定に基づき、本会に申請取次行政書士管理委員会（以下「委員会」と称す。）を設置する。 (職務) 第3条 委員会は、日行連管理委員会規則第2条の2第2項（単位会に委任する事務）の規定に基づき、次に掲げる職務を行う。 (1) 届出を申し出た行政書士及び届出済行政書士（以下「届出者等」という。）に係る届出の管理 (研修) 第5条 届出者等は、有効期間満了までに、委員会の主催する前条第1号の研修を受講しなければならない。 (委員の資格) 第6条 委員会の委員に指名される者は、次の要件に該当しなければならない。 (1) 本会の会費に未納がないこと (2) 届出済者等として届出済名簿等に氏名が記載されている者 (3) 茨城県知事から行政書士業務の「業務禁止」または「業務停止」の処分を受けたことがないこと (4) 本会会長から「廃業の勧告」または「会員

改正後	改正前
いこと (4) 本会会長から「廃業の勧告」または「会員権停止」等の処分を受けたことがないこと (5) 委員会から「申請取次業務是正勧告」または「申請取次業務禁止勧告」を受けたことがないこと (6) 申請取次実務経験が5年以上あり、かつ、年平均10件以上の申請取次業務を行っている者であること (申請取次業務是正勧告) 第11条 委員会は、地方入国管理局長からの情報提供により、届出者等が不正行為を行っている場合、又は行う虞がある場合には、申請取次業務の是正を勧告することができる。 2 委員会は、本会会員または<u>その他一般</u>からの通報を受け、<u>届出者等が不正行為を行っていると思慮される場合には、事務所の立ち入り調査等十分な調査をした上で、申請取次業務の是正を勧告することができる。この場合、届出者等は当該調査に協力しなければならない。</u> (申請取次業務禁止勧告) 第12条 委員会は、届出者等が、その届出済証明書の有効期間中に<u>第9条第3号、第4号及び第5号に該当するに至った場合には、申請取次業務の禁止勧告をしなければならない。</u> (附則) 1 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、委員会において別途定めることができる。 2 この規程に定めのない事項については、本会会則の規程を準用する。 3 この規程は、平成21年10月1日から施行する。 (附則) <u>1 この規程は、平成21年12月10日から施行する。</u>	権停止」等の処分を受けたことがないこと (5) 委員会から「申請取次業務是正勧告」または「申請取次業務禁止勧告」を受けたことがないこと (6) 申請取次実務経験が5年以上あり、かつ、年平均10件以上の申請取次業務を行っている者であること (申請取次業務是正勧告) 第11条 委員会は、地方入国管理局長からの情報提供により、届出者等が不正行為を行っている場合、又は行う虞がある場合には、申請取次業務の是正を勧告することができる。 2 委員会は、本会会員または<u>県民</u>からの通報を受け、届出者等が不正行為を行っていると思慮される場合には、十分な調査をした上で、申請取次業務の是正を勧告することができる。 (申請取次業務禁止勧告) 第12条 委員会は、届出者等が、その届出済証明書の有効期間中に<u>第8条第3号、第4号及び第5号に該当するに至った場合には、申請取次業務の禁止勧告をしなければならない。</u> (附則) <u>第14条</u> この規程に定めるもののほか、必要な事項については、委員会において別途定めることができる。 2 この規程に定めのない事項については、本会会則の規程を準用する。 3 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

【総務部理事会報告事項】

- (1) 茨城県行政書士会補助者規則の全部を改正する概要を示し、各理事に今後の意見提出を求めた。
- (2) 平成22年2月22日（行政書士の日）に開催される新春の集い
当日午後2時22分に丸山一也弁護士の講演を開始する事報告する。

- ・開催期日 平成22年2月22日(月) 午後2時22分
- ・開催場所 ホテルカンコー（HOTEL CANKOH）
土浦市川口2-11-31 JR土浦駅徒歩5分
- ・対象者 茨城県行政書士会員と行政関係者（約150名）

- (3) 事務局職員山崎美由紀さんが、勤続23年9ヶ月で12月31日付定年退職され、後任に小野崎裕子さんが、12月17日付で採用される事報告する。

正副会長・部長・総務部合同会議開催

出席者 正副会長、部長、総務部員 合計14名

開 会 午後 2時 閉 会 午後 4時30分

平成21年12月3日開発公社ビル会議室において、正副会長・部長・総務部合同会議を開催し、第4回理事会提出議案等について協議しました。

橋本 昌知事を表敬訪問

制度推進を要望——ご尽力を力強く表明いただく



平成21年12月4日 橋本知事を囲んで

森田総務副部長

高橋顧問（県議）

石塚副会長

田所顧問（県議）

雨貝総務部長

橋本知事

國井会長

郡司副会長

新井副会長

嶋田副会長



広報部

忘年会報告

広報副部長 田 向 敏 雄

12月10日水戸京成ホテルにおいて第4回理事会が開催され、会議終了後、忘年会が役員25名の出席のもと、橋本知事はじめ県関係では、このたび副知事就任が決まった、上月総務部長はじめ関係部課長に出席いただき、また自民党県連会長の岡田参議院議員、県行政書士会に日頃より協力いただいている国会、県会議員、市議会議員の先生方の出席を頂き宴会は大いに盛り上がり予定時刻をだいオーバーする賑やかな宴会となりました。

またこの度退職された山崎さんの退職と新規に採用された小野崎さんの紹介があり花束が贈呈されました、山崎さんにおかれましては長いあいだご苦労様でした、新たに職員となりました、小野崎さんにおかれましてはこれからのご活躍をご期待しております。

忙しいなかご出席頂きました先生がたとの歓談もつきないところでしたが、橋本知事を囲み、万歳三唱で散会となりました。

来年も会員の皆様にとりまして良い年でありますよう祈念いたしております。



美女に囲まれてニコリ！山崎さん長い間ありがとうございました



橋本知事のご発声——行政書士会バンザイ～

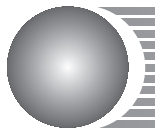
全国広報担当者会議に出席して

広報副部長 田 向 敏 雄

12月16日～17日にかけて、目黒区青葉台の行政書士会館で平成21年度全国広報担当者会議が開催され部長の代理で出席してきました。

会議は4年ぶりとのことで北海道から沖縄まで全県の広報部長が出席し、自己紹介に始まり各県の広報活動、情報、意見交換、広報月間の活動報告などが行われ、会議の後は渋谷駅前の東急インで懇親会が開かれ個々の県の広報部長同士の広報活動、業務などの意見交換がおこなわれました。2日目は広報セミナー日本経済新聞社の雨宮秀雄氏の行政書士の「戦略とマーケティング編集現場からの提案」と株式会社アンティム取締役社長渡辺久実子氏の「なぜいま広報誌が必要なのか」のテーマでの講演を開き、最後に1人々順に感想を述べおしまれながら、会議が閉じられました。また会議場には各県のステッカーやチラシ、ポスターなどが展示され、多様な活動をしているものだと、感心しました。この会議内容を参考にして、これからの広報活動に活かして行きたいと思います。





制度推進部

平成21年度（電話・対面）無料相談会結果について

茨城県行政書士会

○ 日 時 平成21年10月

○ 県 内 本会・水戸・県南・県西・県北・鹿行支部

相談内容	電 話		小計	対 面					小計	合計
	本会	県西		水戸	県南	県西	県北	鹿行		
1. 相続に関する問題	9	2	11	11	32		6	3	52	63
2. 会社給料未払いに関する問題									0	0
3. 会社設立、解散、役員変更に関する問題	3		3	6			2		8	11
4. 休業補償請求に関する問題										
5. 建設業・運送業に関する問題									0	0
6. 遺言に関する問題	1		1	2	4		7		13	14
7. 自己破産、債権回収に関する問題				1						
8. 贈与に関する問題				5			1		6	6
9. 農地転用に関する問題					2		2		4	4
10. 土地の売買（賃貸借）契約に関する問題	2	1	3	3			2	1	6	9
11. 土地の境界に関する問題	1		1						0	1
12. 都市計画に関する問題										
13. 財産登記に関する問題	2	3	5	1			1		2	7
14. 借金（負債）に関する問題	1		1					1	1	2
15. 金銭貸借に関する問題	1		1	1			2		3	4
16. し尿処理に関する問題									0	0
17. 外国人養子に関する問題					1				1	1
18. 交通事故相談に関する問題					1			1	2	2
19. 年金に関する問題										
20. 商法改正に関する問題										
21. 訴訟手続きに関する問題										
22. 戸籍に関する問題（離婚）							1	1	2	2
23. その他行政に関する問題。	1	2	3	5	7		1	1	14	17
合 計	21	8	29	35	47	0	25	8	115	144

平成 21 年度関東地方協議会連絡会に参加して

副会長 嶋 田 広 一

標記の件、平成21年11月26日(木)から27日(金)の2日間、千葉県銚子市「犬吠埼京成ホテル」において開催され、本会から、國井会長をはじめ11名で参加してまいりました。関東甲信越に静岡を含め11会、北山会長と日行連役員も参加していただき、参加者100名を超える盛大な会合でありました。

開会式典の後、ホストである千葉会の中村会長を議長に連絡会（全体会議）を行いました。各単位の抱える問題や日行連への要望など、活発なる議論となりました。

次に分科会、第1分科会（運輸交通業務）、第2分科会（建設業務）、第3分科会（業際問題）に別れ、それぞれのテーマを掘り下げてまいりました。私は、第2分科会に参加。東京会の中西会長を議長に、当会の木村業務研修部長の他いくつかの実例が示され、単なる申請業務でなく、コンサルティング、顧問契約など、その可能性と実践について充実した意見交換がなされました。

夕刻、入浴（ちなみに露天風呂は絶景！潮風が頬をなでる太平洋一望のこのロケーションは他ではなかなか味わえないものがあるでしょう）の後、懇親会。潮騒の響きを遠くに聞きながら、犬吠埼の夜は更けていきました。

2日目は昨日の分科会の報告があり、閉会式。希望者は醤油工場見学へと出かけました。

全体を通してもう少し会議時間が確保できれば更に議論が深まると思いました（曜日設定、開催場所等々事情はあります）が、頑張っている仲間の姿・言動には元気をいただくばかりで、参加させていただいたことに心から感謝を申し上げる次第です。

この連絡会の来年のホストはわが茨城会です。國井会長を中心に会員一丸で大成功を勝ち取ってまいりましょう。皆様のご助言ご協力をお願いいたします。



正副会長新年ごあいさつ訪問！

行政書士会を力強くアピール

去る1月5日(火)正副会長5名にて、知事をはじめとする県庁各部局、警察本部、その他関係団体を訪問し、新春のご挨拶を申し上げながら、会のPR、関係強化に向けた取り組みを行いました。主な訪問先は以下のとおりです。

訪問先を挿入 適当にまとめてください。

< 訪問先一覧 >

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 茨城県開発公社 | 茨城県産廃協会 |
| 2. 茨城県庁 | 知事、副知事 総務部長
総務部 地域支援局長
市町村課
企画部 情報政策課
保健福祉部 厚生総務課 長寿福祉課
生活環境部 廃棄物対策課
商工労働部 観光物産課
農林水産部 農政企画課
土木部 監理課
土木部 都市局 建築指導課 |
| 3. 茨城県議会 | 事務局、秘書課 |
| 4. 茨城県警察本部 | 警備部 外事課
生活安全部 生活安全総務課
刑事部 組織犯罪対策課
交通部 交通規制課 |
| 5. 水戸市役所 | 市長 |
| 6. 民主党県連 | 福島伸享衆議院議員事務所 |
| 7. 茨城県産業会館 | 茨城県商工会連合会
関東信越税理士会 茨城県支部連合会
茨城県中小企業団体中央会
茨城県中小企業振興公社
茨城県商工会議所連合会 |
| 8. 水戸入管 | 所長 |
| 9. 水戸警察署 | 署長 |
| 10. 茨城新聞社 | |
| 11. 自民党県連 | 会長、幹事長 |
| 12. 岡田広参議院議員事務所 | |



業務研修部

会員のすべての皆様へ

補助者の方にすべてを任せていませんか？

業務研修部長 木村 司

補助者の方ができる業務には制限があります。最近、逸脱したと思われる事例が報告されていますので、法令遵守が叫ばれている中、適正な業務に心がけてください。

(明らかに逸脱していると思われる事例)

- ・ 県庁の経審会場で、単独で経審を受けている。
- ・ 建設業許可申請のために単独で土木事務所を訪れ申請している。
- ・ 産廃許可申請のため、単独で産廃協会を訪れ申請している。
- ・ 補助者に、職印の管理を任せ、補助者が自由に押印、持ち出しできる状態になっている。

茨城県行政書士会には、補助者規則がありますので、再度ご確認ください、遵守していただきますようお願いいたします。

第4条 会員は、補助者が行政書士の補助者としての品位を保持し、補助業務を適正に遂行するよう指導する義務があり、監督する責任を負う。

2 会員は、補助者を会員の事務所以外の場所で業務に従事させてはならない。

3 会員は、補助者に対し法第12条の例により秘密を守るよう教示しなければならない。

4 会員は、補助者が業務を行うことにより依頼者又は第三者に損害を与えたときは、正当な事由がない限り、当然にその責任を負わなければならない。

(運用基準) 抜粋

2 第4条第2項には次の事項を含まないものとする。

- (1) 補助者を行政書士の命を受けて市町村役場に住民票の請求をさせること。
- (2) 補助者を行政書士の命を受けて法務局に登記簿謄本の下附申請をさせること。

*業務研修部では、2月から3月にかけて、補助者の方を対象にした法令遵守の研修会を実施します。

*受講された補助者の方には、補助者証の裏面に受講済みのシールを貼付します。

*茨城県内の全市町村をはじめとする関係機関に、この研修を受講した補助者にはシールが貼付されている旨の通知をいたします。

水戸支部だより

263名

年頭あいさつ

水戸支部通信員 和田 勝 則

あけましておめでとうございます。

かつては、お正月と云いますと年頭の誓いとか今年の抱負とかを考えたものでありますが、ろくな人生にならなかったものですから、近ごろは、「生きてまた正月を迎えられた。生きているだけで誠に有難い。」と思っております。

さて、今年は虎年だということですので、タイガースファンでもあることですし、虎のことを考えてみました。

野生のトラは、かつてはアジアに広く分布しており、20世紀初頭には10万頭程生息しておりました。しかしこの100年間で95%も減ってしまい、現在では約五千頭しかいなくなっていました。これは恐ろしい数字であります。五万人の観客が入る甲子園球場に5千人の観客しか入らなかったと想像してみれば判りやすいと思います。

その美しい毛皮や高級漢方薬としての骨が人間様を魅了するため、のべつ幕なしに命をトラれてしまったと云うことでしょう。それと、これも又人間様の都合で、物凄い勢いで森林が消え去っていることが一因なのでしょう。トラ一頭生息するのには、山手線一周分の円の面積ほどの森林を必要とするらしいです。

陸上の生物では、トラは食物連鎖の頂点に立っておりますが、この頂点が消滅するということは、森の生態系に及ぼす影響は計り知れないということであります。ちなみに人間様は食物連鎖の枠外にあるものだそうであります。たいしたもんです。

逆に海の中では、食物連鎖の頂点に立つ鯨だけを残し、あとは片っ端から乱獲しておりますので、これも生態系が崩れているに違いありません。これも、牛は人間様の食べ物だが、鯨は頭がいいし可愛いので食べては駄目だといった人間様の都合であります。ウシろめたさはないようであります。たいしたもんです。

もはや、今度真珠湾を攻撃するときには、「トラ　トラ　トラ」を使えそうもないほどにトラは減ってしまいましたが、昨今の政治状況や世相を鑑みますに、わが日本国のトラディション（伝統）だけはしっかりと守っていかねばならぬと思っている新年の今日この頃であります。

県南支部だより

366名

新年挨拶

県南支部通信員 塚越もと

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

昨年同様、県南支部の最新情報、活動をより迅速に会員の皆様に発信してまいります。

本年もよろしくお願い申し上げます。

茨城県行政書士会県南支部研修旅行が開催されました。

期 日 平成21年11月21日(土)～22日(日)

場 所 福島県福島市 高湯温泉 花月ハイランドホテル

参加者 29名

集合場所 茨城県県南地方総合事務所 午前8時30分 バスにて一路福島へ、当初32名の参加申込がございましたが、現在 猛威を振るっている インフルエンザ等により29名にての実施となりました。

街路樹の紅葉が美しさを増し、その鮮やかさに歓声をあげながら車中 茅場支部長の挨拶のあと簡単な自己紹介があり、お互いに近況を語らいながら福島市に入ると目の前の吾妻の山並みには、大きな虹が架かり歓迎するかのように迎えてくれました。

ホテルについて、午後3時30分から松田業務部長を議長に研修会が開催され改めて自己紹介後 次の問題が提出され真剣に研修が行われました。

(1) 農地法に関する事。

非農地証明について 税法について

(2) 交通事故に関する事。

(3) 借家契約に関する件。

午後6時から、懇親会が行われ、一層の親睦を図ることが出来ました。

翌22日午前9時30分 ホテルを後に、車窓から雪の帽子をかぶった山並みを眺めながら、和気相合のうちに無事に帰宅することができ充分先の目的が達成され、有意義な研修旅行であったと思っております。

皆様いろいろと、大変お世話になりありがとうございました。



第3回業務研修会が開催されました。

期 日 平成 21 年 12 月 5 日(土) 午後 1 時～ 4 時
場 所 市民ホールつくばね (2 階会議室)
参 加 者 28 名
研修内容 建設業経営状況分析申請及び許可申請の現状と PC ソフトを用いた申請方法について
講 師 茨城県行政書士会県南支部業務部 石井 徹 氏
ワイズ公共データシステム株式会社 西川 裕司 氏

支部長 あいさつの後 研修に入り

経営事項審査の実務について 業務部石井徹氏による説明があり パソコンを使用し実務研修を実施いたしました。

受講者 全員時間の経過も忘れ熱心に受講し有意義な研修会であったこと講師となられた先生方に感謝申し上げます。



県西支部だより

238名

新年挨拶

県西支部通信員 倉持良信

新年明けましておめでとうございます。

皆様方には、健やかに新年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

昨年の6月に県西支部の通信員となってから、今まで「県西の風」(支部独自で発行している月刊誌)を中心に支部の動きを報告してまいりました。

今年は、新年事始め会(研究会、賀詞交歓会)を皮切りに、恒例の支部旅行、研修会、勉強会、相談会、その他懇親会など盛りだくさんの行事が行なわれる予定ですので、「県西の風」の発行状況とともに、出来るだけ写真などを織り交ぜながら、県西支部会員の元気一杯な表情をご報告したいと思います。

今年一年が皆様方にとって素晴らしい年でありますよう、心から祈念いたしまして新年のご挨拶いたします。



県北支部だより

103名

新年挨拶

県北支部通信員 楠 見 ゆたか

新春をお喜び申し上げます。

昨年は世界ではサブプライム、リーマンショックに端を発した不況、日本では新政権の発足など、激動の1年であったように思われます。

社会の変化に伴い、行政書士の仕事のあり方もだんだん変化を求められているようにも感じます。新しい制度・情報や市民から出てくるニーズに対応する能力が求められているように思います。

これらを受けた県北支部の行動を今年も発信して行きたいと思います。

宜しく願いいたします。

東京研修旅行について

研修旅行担当 飛 田 憲 明

毎年恒例となっております県北支部の今年度の研修旅行は、国会議事堂見学を中心に計画し、11月28日(土)から29日(日)までの1泊2日にて実施いたしました。

総勢10名と参加人数は少なめではありましたが、常陸太田を午前10時30分に出発して、日立経由にて一路今回のメインである国会議事堂を目指しました。

当日は土曜日ということもあり、当初の予定では衆議院会場が対象でしたが、1時間余り国会内の施設を見学できましたので、大変よい経験となりました。

特に、印象に残っているのは、正面玄関内の伊藤博文、板垣退助、大隈重信の銅像です。日本にとって多大な貢献をされた証だそうです。面白いことに、もうひとつ空の台座がありましたが、これは第4の"人"のためにおいてあるそうです。近い将来、日本を背負って立つ立派な人物は現れるのでしょうか。早くそのような政治家にお会いしたいものです。

その他にも、案内人の説明に耳を傾けると、赤絨毯のことなど興味がそそられる話をたくさん聞くことができました。皆様も機会があればぜひ、一度国会議事堂内のご見学をお勧めします。

夕方からは、宿泊先近くの、魚料理屋で研修旅行のことや日頃の業務に関することなど、たくさんのお話で盛り上がり、和やかなうちに終了いたしました。

研修旅行の二日目は、早朝から全員で浅草寺にお参りに行き、それぞれに願い事をしてきました。



その後、お台場の「船の博物館」や「フジテレビ」などを見学し、築地にて昼食をとり、午後2時をもちまして東京を後にしました。

今回の研修旅行に参加して初めて浅草で宿泊しましたが、東京の山の手とは全く違う趣があるのには驚きました。観光地としての東京もなかなかよい所がありますので、他の支部の方も一度研修旅行の候補地のひとつとして考えてみては、いかがでしょうか。

以上、拙い文章ではありますが、研修旅行の手記とさせていただきます。

鹿行支部だより

72名

新年挨拶

鹿行支部通信員 小 嶋 幸 江

新年あけましておめでとうございます。

通信員になり今回で4回目の支部だよりとなりました。今年は、より充実した内容でお届けできますよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎ 行方市長表敬訪問

行政書士会推薦の伊藤孝一会員が行方市長に当選されましたので、昨年12月11日（金）に行方市役所麻生庁舎に國井会長・嶋田副会長・園部鹿行支部長・久米副支部長が代表として、伊藤市長のもとを表敬訪問いたしました。

行方の市政を熱く語る市長に、今後の活躍と行政書士会との連携を託しました。

◎ 鹿行支部研修会

12月11日（金）潮来かんぼの宿において、水戸支部の安先生を講師としてお招きし、「行政書士とコミュニケーション」について研修いたしました。

行政書士として、依頼者とのコミュニケーションを図るために、「聴く」ことをスキルとして磨くことの重要性を教えてくださいました。さまざまなアプローチの仕方がありますが、言葉一つで変わってしまうことを考えると、業務を行う上でいかに大切わかりました。

安先生から、行政書士はポジティブ職業（これからやろうとする人を前向きにさせる職業）という言葉をいただきました。ありがとうございました。

◎ 鹿行支部忘年会

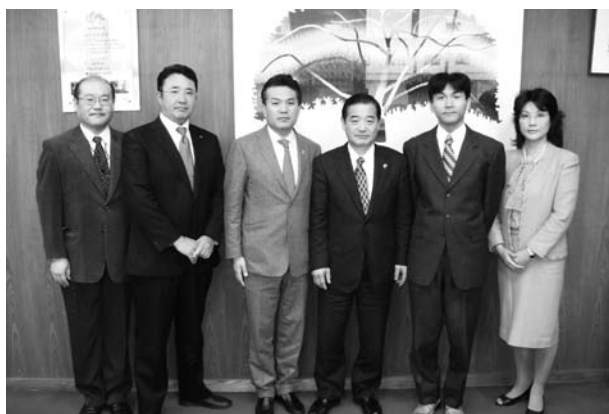
研修会に引き続き、鹿行支部忘年会が行われ、伊藤行方市長の当選祝いも兼ねて大変盛り上がりしました。当日は、國井会長もお忙しい中駆けつけてくださり、一人ひとり会員と握手を交わし話を聞く姿は、まさに安先生の研修にありましたコミュニケーションの実践そのものでした。研修の成果が早速あらわれ協調的アプローチでより一層親睦が深まりました。



安先生を迎えて研修会



伊藤行方市長表敬訪問（市長室）



伊藤市長を表敬訪問



國井会長、伊藤市長を囲んで鹿行支部忘年会



國井会長と伊藤市長 忘年会にて

古茂田先生のこと

水戸支部長 斎藤 孝夫

元茨城県行政書士会理事であられた水戸支部会員の古茂田先生が、平成20年の暮れに体調を崩されたあと、約1年間の壮絶な病との戦いの末に、奥様とお二人のご子息を残されて、お亡くなりになりました。

古茂田さんは昭和62年9月の入会で、昭和61年入会の私とはほぼ同期の仲間として、20年以上の長いおつきあいをさせて頂きました。

「温厚で冷静である」というお人柄は、大方の認めるところですが、一方でとてもアグレッシブな方であったという印象を個人的に持っています。

「共同事務所経営」「ISO 内部監査員」「記帳業務をコアにして税理士を巻き込んだ中小企業コンサルティング」「行政不服審査への関与」などなど斬新的な経営を積極果敢に模索していらっしゃいました。

特に、税務申告だけを税理士に担当させて、会計記帳と月次試算をコア業務にした中小企業コンサルティングは、行政書士の事務所経営としての一つのビジネスモデルであるような気がします。

顧客の管理をどうするか？補助者にはどのような人をどの位の人件費で確保するか？他土業者とどうコンタクトするか？などなど、2人で会ったときの話題はいつも事務所経営についてでした・・・

「行政書士事務所の経営だけで、子供を教育し、家を持ち、家族を支え、親を見送り、現役引退後の生活を確保していかなければならない」・・・この問題は私との共通点でした。

お酒の大好きだった古茂田さんでしたが、酔うと「消費税を払って、やっと行政書士として1人前だ」とよくおっしゃってましたが、ご自身の実感から出た言葉だったのだと思います。

58というお歳は、古茂田さんにしてみれば「夢半ば」というところで、書き残したシナリオが山と残っていたでしょう。残した家族への思い、一身体で関与してきたクライアントへの思いなどを考えると、さぞかし無念であったであろうと推測致します。

古茂田先生のご冥福と、ご家族様のご多幸を心からお祈り申し上げます。



試験監督員として元気にがんばっておられました



つねに是々非々、理路整然 総会での一コマ

古田先生弔辞

県西支部長 安 田 康 一

古田晋一郎君は、私より2ヶ月半後にこの世に生を受けた。

私は国家公務員、彼は地方公務員と職場の違いはあったが、公務員の職を辞して行政書士となったのは、君が私より一年余早かった。三十代半ばのことです。

行政書士の職域集団である茨城県行政書士会県西支部の支部長に、私が昭和53年に就任して以来、副支部長である君とは長らくコンビを組んで、君の補佐を得て支部の運営に当たってきた。

君は、その後、本会の理事・副会長の任務をも果たしてきたが、体調の変化を感じたのかここ数年、支部相談役として身を一步引き、的確な助言を私に行ってきた。

君が副支部長に就任してより、茨城県行政書士会の役員としても、会の改革のために、県西支部の発展のために果たした君の功績は、忘れることのできない偉大なものです。

私は、ここに君に深く敬意を表し、感謝いたします。

がさつな私に比して、君の優しくて丁寧な言葉使いの中に隠された深い洞察力と、実践力は忘れることができません。

君が農業委員会という職場にあった点もあり、農地法では右に出る者はありませんでした。役人の間口の狭さに比して、行政書士の間口の広さからくる職能の利を生かし、通達行政の矛盾をつく厳しさには、得がたいものがありました。

早くして細君に先立たれる中で子育てを行い、地域活動の中心としても活躍をなされ、私と酒を喰らい合い、趣味を同じくするNゲージを楽しみ、私の家の改築祝いに手先の器用さを生かした我が家の見事なプラモデルをもつくってもらった。

昨年春、私が鬼の霍乱で大腸がんで入院・手術する事態となったが、遅ればせながら君も秋に入院、なんと不測の今日に到った。

残念でならない。

人が生を受けて成人に達するまでの二十年という歳月と、成人に達してから死に到るまでの年月は、感覚的には同じと言われるが、とするならば、成人は、未成年時のほぼ三倍のスピードで、即ち1日はほぼ8時間、1年はほぼ122日の感覚で生きているものと思われまふ。

しかしながら、君は74年と8ヶ月の人生を、思う様に、充実した常人とは異なる2倍のペースで、即ち1日をほぼ12時間、1年を、ほぼ183日で生き抜いていたのではないのでしょうか。

7年前、清水副支部長を71歳で失った折、捧げ、その後、急速に広まった「千の風－大きないのちに包まれて－」に代えて、

「人は 歳月を重ねたから老いるのではない 理想を失うときに老いるのである」という青春の賦で知られるサムエル・ウルマンの「何故、涙を」を、君に捧げたい。

私が船出するとき 嘆きの涙は欲しくはない
永遠の国へ私を急がせる 嗚咽も溜息も欲しくない

私のために

このような言葉は言って欲しくない 彼の生命の灯火は消え去っていったと
ただ こう云って欲しい

彼は今日 旅に出て 旅を続けていると

平成22年1月8日

政治連盟ニュース

法改正へ向けて、大きく前進！

茨城県行政書士
政治連盟会長

國 井 豊

会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。旧年中は政連活動に対し、力強いご理解ご協力を賜り、本当にありがとうございました。おかげさまで、着実に成果を得る活動を展開することが出来ました。本年もさらなるご指導ご支援賜りますよう、執行部一同、伏してお願い申し上げる次第であります。

昨年は、政権交代が現実のものとなり、国民の大きな期待によって民主党政権が誕生いたしました。結党以来一貫して掲げてきた官主導から民主導の理念を、どれだけ現実のものとする事が出来るのか、今年は正念場の年となりそうです。私たち士業においても、劇的に変化する社会情勢へいかに即応するか、その真価が大きく問われることとなりそうです。自民政権時代より課題となっている規制改革や司法制度改革が、より一層推進されるであろうとの前提にたち、将来ビジョンをしっかりと構築しなければなりません。みなさまの英知を結集し、この難局を乗り切ろうではありませんか。

ところで、昨年末与野党4つの政党において、制度推進議連がスタートいたしました。他の業界団体が新政権とのパイプづくりに奔走する中、きわめて早期に連携が強化されましたことは、法改正への明るい兆しと捉えることができます。各議連には4つの重点項目を要望しておりますが、出席された議員の皆様からは、それぞれ力強いエールをいただきました。特に最重点要望項目の行政不服審査法の申し立て代理権については、私たち行政書士に付与することで、国民の利便性向上に大きく貢献できるということを、具体的事例をあげてしっかりとアピールいたしました。弁護士法72条の解釈など、いくつか課題解決を図らなければなりません、北山体制下での成立をめざし、近々日弁連との協議をスタートさせることとなりそうです。

茨政連では、日政連の方針の下、議連加入の促進、制度の普及啓蒙、法改正への理解のため、県選出国會議員とより一層連携を強化してまいります。

会員の皆様の特段のご理解、ご協力を伏してお願い申し上げます。

平成21年度第4回常任幹事会

平成21年12月3日(木)行政書士会正副会長部長会終了後、開発公社ビル会議室において第4回常任幹事会を開催、次の議題が審議され了承されました。

出席者 國井会長、雨貝常任幹事、郡司常任幹事、木村常任幹事

【審議事項】

- 第1号議案 参議院議員選挙推薦について 原案可決
 - ☆ 行政書士会顧問の岡田広参議院議員を推薦する件
 - 第2号議案 顧問の委嘱について 原案可決
 - ☆ 県北支部所属遠藤実県會議員を、顧問を委嘱する件
- いずれも、幹事会の審議案件として、決定いたしました。

【報告事項】

- ☆ 各党制度推進議員連盟の現状について
- ☆ 今後の政治連盟活動について

後藤正美 副幹事長―ひたちなか市議会議長ご就任



昨年12月3日に開催されましたひたちなか市議会定例会において、本連盟の後藤正美副幹事長が、第9代ひたちなか市議会議長に就任されました。これまでも後藤議長は、議会改革の旗手として、卓越した行動力を発揮し、市民から大きな信頼を寄せられておりました。

仲間の躍進は、私たちの誇りや励みであり、行政書士制度へのより一層のご尽力を期待することが出来ます。

会員一同益々のご活躍をお祈り申し上げます。

平成21年度第4回幹事会

平成21年12月10日(木)理事会終了後、水戸京成ホテルにおいて第4回幹事会を開催、次の議題が審議され了承されました。

出席 席 会長、副会長、常任幹事、幹事
合計32名
オブザーバー出席 会計監事2名、会員1名 計3名

【審議事項】

第1号議案 参議院議員選挙推薦について

☆ 平成22年に予定されております参議院議員選挙茨城選挙区（定数2名）の推薦候補者として、行政書士会顧問の岡田広参議院議員を推薦決定いたしました。

皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

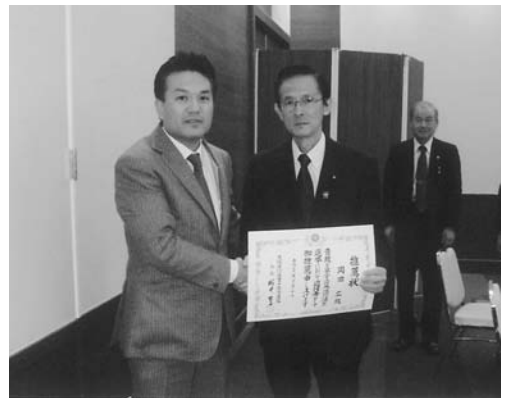
第2号議案 顧問の委嘱について

☆ 県知事選挙と同時に実施されました県議会議員補欠選挙において、当選されました県北支部所属遠藤実会員を、顧問に推挙しました。民主党所属県議としては、初めての顧問の委嘱となり、わが会へのさらなるご尽力を期待することができます。

【報告事項】

☆ 各党制度推進議員連盟の現状について

☆ 今後の政治連盟活動について



会合の合間をぬってご出席いただいた岡田顧問に推薦状を交付する國井会長



顧問就任にあたり抱負を力強く語る遠藤県議

民主党県連意見要望を聞く会出席

平成21年12月3日(木)水戸市民会館において、民主党茨城県連政務調査会総務企土部会関係団体懇談会が開催され、郡司幹事、橋本幹事の2名で出席し、法改正重点4項目について、詳細にわたって要望活動を行いました。

寄付受け入れについて

健全財政の確立のため、政治資金規正法にもとづく寄付がございましたので、御礼方々ご報告いたします。本当にありがとうございました。

水戸支部 森田 喜久男 幹事

会費納入へのご理解ご協力を！

健全財政基盤の確立強化は、会運営の柱であり、会員の皆様には、趣旨へのご理解、ご協力を繰り返しにわたり、お願いしてまいりました。

政治連盟の活動は、行政書士制度の堅持、拡充のためのものであり、その成果は全会員が等しく享受することが出来るものであります。

尚、既に納入済みや行き違いの皆様には、悪しからずご了承ください。



新入会員の紹介

- ① 行政書士になった動機はなんですか？
- ② どのような行政書士事務所を目ざしていますか？
- ③ 開業したらどんな業務を中心にやっていきますか？
- ④ 趣味・特技はなんですか？



うめ はら きよし
梅 原 清

昭和 19 年 12 月 2 日生

【支 部】水戸支部
【入会年月日】平成 21 年 11 月 15 日
【電 話】029(263)7011

【事務所所在地】〒311-1221 ひたちなか市湊本町 2-7

- ① 地域社会への貢献。
- ② お客様のニーズに対応できる事務所。
- ③ 許認可等。
- ④ 読書。



くぼ た かず お
久保田 一 夫

昭和 33 年 8 月 8 日生

【支 部】鹿行支部
【入会年月日】平成 21 年 11 月 15 日
【電 話】0299(77)8855
【メールアドレス】kubota@major.ocn.ne.jp

【事務所所在地】〒311-2412 潮来市宮前 2-23-13

- ① いろいろな業務をすることにより、本来の業務である税理士業にとってもプラスになると思ったから。
- ② お客様のニーズに応えられるような事務所にしたい。
(ただし不当なものはお断り)
- ③ 法人等の設立及び事業の許認可等に関する業務。建設業の許認可申請及びその他申請に関する業務。相続・贈与等に関する業務。
- ④ 旅行、映画鑑賞。



たか ぎ みはる
高 木 みはる

昭和 43 年 2 月 29 日生

【支 部】県北支部
【入会年月日】平成 21 年 12 月 15 日
【電 話】029(219)5238
【メールアドレス】arihisa5@silk.ocn.ne.jp

【事務所所在地】〒311-0105 那珂市菅谷 2312-8
フレンズハウス菅谷東 A 棟

- ① 法律にたずさわる仕事がしたかったためと、社会に貢献できる仕事だから。
- ② 地域の方の相談役として力になれるような事務所。
- ③ 相続関係、会社設立、その他許認可等。
- ④ 茶道、華道、箏。



みや た はじめ
宮 田 一

昭和 16 年 7 月 28 日生

【支 部】県西支部
【入会年月日】平成 21 年 12 月 15 日
【電 話】0296(33)4858
【メールアドレス】miyata@bukken.net

【事務所所在地】〒307-0001 結城市結城 5978-3

- ① 不動産売買仲介業を中心に仕事をしていますので役所に提出書類が多いので。
- ② 便利で親切的な業務を行いたい。
- ③ 農地転用関係を中心業務としたい。
- ④ ゴルフ、将棋。

新入職員を紹介いたします

初めまして。平成21年12月17日から茨城県行政書士会で働くこととなりました、小野崎裕子と申します。

この度、この様な素晴らしい環境で働けることを大変光栄に思っております。

これまで、行政書士という職業に対し漠然としたイメージしか持っていませんでした。今後は、私自身、行政書士の使命を理解し、職務を全うしていきたくと思います。自分が職務上感じる全てのこと、五感で感じるもの全てのものを吸収し、それを仕事に生かしていけたらと思っています。

今まで沢山の方々に支えられてここまでできました。次は、私が沢山の方を支えていく立場だと思っています。その為にも、大志を抱き、私自身の向上が必要です。まだまだ未熟者で至らない部分もありますが、微力ながらもお力添えをしていきたいと思っています。最初にご迷惑を掛けるかと思いますが、温かく見守ってください。よろしくお願いします。



小野崎裕子

退会された会員

ご苦労さまでした

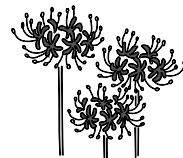
退会年月日	氏 名	事務所所在地
21. 11. 27	神 永 正 則	常陸大宮市塩原 1293-3
21. 12. 14	黒 岩 健 二	牛久市南 5-47-6 リフォーユヒロ 2 階 202 号室
登録抹消	欠格事由 (第 2 条の 2 第 4 号)	
21. 11. 5	鈴 木 良 雄	結城市小田林1400-1

ご逝去された会員

合 掌

謹んでご冥福を
お祈り致します

年 月 日	氏 名	事務所所在地
21. 12. 5	古茂田 享	ひたちなか市津田2031-812
22. 1. 4	古 田 晋一郎	古河市尾崎 1160-2



補 助 者 の 動 静

雇用年月日	行政書士法人名	補助者名	住 所
21. 11. 20	行政書士法人水戸総合事務所	海 野 優 子	東茨城郡城里町石塚2421-4
21. 12. 11	行政書士法人桜町共同事務所	高 木 一 郎	千葉県佐原市佐原ホ341-6

雇用年月日	行政書士名	補助者名	住 所
21. 11. 2	小野崎 佳 昭	益 子 賢 好	水戸市笠原町1487-1 ハイズ秋葉203号
21. 11. 5	岡 本 秀 一	中 崎 誠 寿	笠間市安居2520
21. 11. 9	林 哲 夫	渡 邊 一 美	常総市蔵持406
〃	〃	林 昌 紀	土浦市下高津1-19-10
21. 11. 17	栗 屋 勲	栗 屋 祐 子	取手市新町5-1-12
21. 12. 3	久保田 一 夫	宮 本 卓 治	行方市玉造甲4538
21. 12. 8	鹿 島 和 男	鹿 島 まり子	水戸市本町3-5-6

会 員 の 御 見 舞

年 月 日	氏 名	事 務 所
21. 11. 30	椎 名 多喜多	取手市青柳136-5

家 族 の 動 静

年 月 日	行政書士名	家 族	事 務 所
21. 11. 30	大 島 利喜夫	実 父（死亡）	結城郡八千代町仁江戸1565
21. 12. 10	蛭 田 博 行	実 父（死亡）	日立市川尻町2-8-1

事 務 局 職 員

山崎美由紀さん退職されます

長い間お疲れさまでした。これからも会発展について温かく見守ってください。大変お世話になり、本当にありがとうございました。

12月21日現在会員数

水戸支部	263 名
県南支部	366 名
県西支部	238 名
県北支部	103 名
鹿行支部	72 名
合計	1,042名



事務局日誌

— H21年11月～H21年12月 —

11月

- 9日 行政書士試験御礼訪問
(筑波大学)
- 12日 水戸簡易裁判所訪問
(水戸地裁)
- 13日 総務部会 (本会事務局)
- 24日 茨城県総務部市町村課訪問
(茨城県庁)
- 26日 関東地方協議会
(千葉県犬吠崎京成ホテル)
- 30日 新入会員登録証交付式
(開発公社3階小2会議室)
総務部会 (本会事務局)

12月

- 2日 茨城県総務部市町村課訪問
(茨城県庁)
- 3日 正副会長・部長・総務部合同会議
(開発公社中4会議室)
茨城県行政書士政治連盟常任幹事会
(開発公社中4会議室)
- 7日 故古茂田亨会員通夜参列
(常陸海浜広域斎場)
- 10日 第4回理事会、第4回幹事会、
役員懇親会 (水戸京成ホテル)
- 14日 茨城県総務部市町村課訪問
(茨城県庁)
- 15日 水戸簡易裁判所訪問 (水戸地裁)
- 16日 茨城県総務部市町村課訪問
(茨城県庁)、
水戸簡易裁判所訪問 (水戸地裁)



隔月・奇数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町 978 番 25
(茨城県開発公社ビル 5 階)

茨 城 県 行 政 書 士 会

TEL (029) 305-3731・305-3730
IP Phone 050-7524-1489
FAX (029) 305-3732

発行者	会	長	國	井	豊
編 集	部	長	竹	内	崇
	副	部	長	田	向 敏 雄

印刷所 (株)高野高速印刷

平成22年新春交流会 行政書士の日を記念する講演会

講演

1パーセントの挑戦

弁護士

丸山 和也 さん

1946年 兵庫県生まれ

1969年 早稲田大学法学部卒業

1970年 司法試験合格

現在 「丸山国際法律特許事務所」代表、
参議院議員

主な著書 「正義の判決」
「行列の出来る丸山法律塾」
「毒舌国会」等



開催期日

平成22年2月22日(月)

受付開始 午後1時30分～ 講演 午後2時22分～

開催場所

ホテルカンコー (HOTEL CANKOH)

土浦市川口2-11-31 TEL 029-821-5110

主 催

茨城県行政書士会・茨城県行政書士政治連盟

※) 会員の皆様のご参加をお待ちしております。詳細は別紙をご覧ください。



茨城県行政書士会

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル5階)

TEL. 029-305-3731・305-3730 IP Phone. 050-7524-1489 FAX. 029-305-3732

www.ibaraki-gyosei.or.jp